

投資事業有限責任組合契約書例
(和文版)

令和 7 年 6 月

経済産業省産業組織課

新たなモデルLPAの作成等のための有識者検討会

[]年[]月[]日

投資事業有限責任組合契約書

[]投資事業有限責任組合

目次

第1章 総則	1
第1条 定義	1
第2条 名称	11
第3条 所在地	12
第4条 組合員	12
第5条 本組合の事業	12
第6条 本契約の効力発生日及び本組合の存続期間	14
第7条 登記	14
第2章 出資	14
第8条 出資	14
第9条 組合員の出資義務の免除及び除外	16
第10条 投資期間並びにその延長、中断及び早期終了	17
第11条 出資約束金額の減額	17
第12条 追加出資及び出資金の払戻し	18
第13条 出資払込等の不履行	18
第3章 組合業務の執行	19
第14条 無限責任組合員の権限	19
第15条 借入れ並びに債務の保証及び担保権の設定	20
第16条 無限責任組合員の注意義務	20
第17条 有限責任組合員の権限	21
第18条 組合員集会	21
第19条 利益相反	22
第20条 諮問委員会	24
第4章 組合員の責任	25
第21条 組合債務に対する対外的責任	25
第22条 組合財産による補償	26
第5章 組合財産の運用及び管理	26
第23条 組合財産の運用	26
第24条 組合財産の管理	27
第6章 会計	28
第25条 会計	28
第26条 財務諸表等の作成及び組合員に対する送付	28
第7章 組合財産の持分と分配	29
第27条 組合財産の帰属	29
第28条 損益の帰属割合	29
第29条 組合財産の分配	29
第30条 分配制限	31
第31条 公租公課	32
第8章 費用及び報酬	33
第32条 組合費用	33
第33条 無限責任組合員に対する報酬	34
第9章 組合員の地位の変動	35
第34条 持分処分の禁止	35
第35条 組合員たる地位の譲渡等	35
第36条 募集期間及び組合員の加入	36

第37条	組合員の脱退.....	37
第38条	組合員の死亡.....	38
第39条	有限責任組合員の除名.....	38
第40条	無限責任組合員の除名.....	38
第41条	脱退組合員の持分及び責任.....	39
第42条	組合員の地位の変動の通知.....	39
第10章	解散及び清算.....	39
第43条	解散.....	39
第44条	清算人の選任.....	39
第45条	清算人の権限.....	40
第46条	清算手続.....	40
第47条	清算方法.....	40
第11章	雑則.....	41
第48条	許認可等.....	41
第49条	通知及び銀行口座.....	42
第50条	秘密保持.....	42
第51条	金融商品取引法等に係る確認事項.....	43
第52条	適格機関投資家等特例業務に関する特則.....	44
第53条	反社会的勢力等の排除.....	44
第54条	表明保証等の違反による補償.....	45
第55条	本契約の変更.....	45
第56条	本契約の有効性及び個別性.....	46
第57条	言語、準拠法及び合意管轄.....	46

別紙1 組合員名簿

別紙2 投資ガイドライン例

投資事業有限責任組合契約書

本契約書の末尾の署名欄に記載された者は、事業者（第1条に定義する。）に対する投資事業を行うため、投有責法（第1条に定義する。）の規定に従い、[]年[]月[]日（以下「本締結日」という。）をもって、以下のとおり合意し、投資事業有限責任組合契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 定義

1. 本契約において、以下の用語は、文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、以下の意味を有するものとする。

「暗号資産」	資金決済法第2条第14項に規定される暗号資産をいう。
「暗号資産等」	暗号資産、電子決済手段又はこれら以外の財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるものとして投有責法施行規則第4条に規定されるものをいう。
「受渡時」	第29条の規定に従って組合財産が各組合員に分配され、受渡しがなされた時をいう。
「運用報告書」	金融商品取引法第42条の7第1項に規定する運用報告書をいう。
「営業日」	銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含む。）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。
「外国法人」	外国の法令に準拠して設立された法人であって、特別外国法人に該当しないものをいう。
「外国法人向け出資等」	(i)外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分若しくは(ii)これらに類似するもの又は(iii)外国法人のために発行される暗号資産をいう。
「外国有限責任組合員」	所得税法上の非居住者又は外国法人である有限責任組合員をいう。
「借入残高」	第15条第1項及び第2項の借入れによる貸付債務の額並びに同条第3項の担保権の目的物の担保評価額及び債務の保証に係る被担保債務の額のうち本組合が保証義務を負う部分の合計額をいう。

「仮持分金額」	第28条第1項に定義する意味を有する。
「監査人」	【監査法人[] / 公認会計士[]】及び / 又は無限責任組合員が同人に代え若しくは同人に加えて適宜選任し、その旨組合員に通知したその他の監査法人若しくは公認会計士（但し、辞任し、又は解任された者を除く。）をいう。
「管理報酬」	第33条第2項に規定する管理報酬をいう。
「管理報酬控除額」	第33条第3項に定義する意味を有する。
「既存組合員」	本契約添付別紙1記載の組合員をいう。
「既存ファンド」	効力発生日前に組成された本組合の事業と同種又は類似の事業を目的とするファンドで、本組合の無限責任組合員がその無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職に就任しているものをいう。
「キャピタル・コール」	第8条第3項に定義する意味を有する。
「キャピタル・コール権」	キャピタル・コールがなされた場合に発生する有限責任組合員の出資履行義務に対応する債権をいう。
「キャピタル・コール通知」	第8条第3項に定義する意味を有する。
「キャリード・インタレスト」	第29条第2項並びに第4項第③号及び第④号に基づき【無限責任組合員 / 特別有限責任組合員】に分配される組合財産をいう。
「キャリード・インタレスト累計額」	第29条第4項第③号に定義する意味を有する。
「共同投資」	第19条第3項に定義する意味を有する。
「共同投資ファンド」	第19条第3項に定義する意味を有する。
「金融商品取引業等府令」	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含む。）をいう。
「金融商品取引法」	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）をいう。
「金融商品取引法施行令」	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。）をいう。
「組合員」	無限責任組合員及び有限責任組合員の総称をいう。
「組合員等」	組合員及び脱退組合員の総称をいう。
「組合会計準則」	投有責法施行規則第2章に規定される財務諸表等の記載方法及び日本公認会計士協会により公表された「投資

	事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第38号。その後の改正を含む。）をいう。
「組合口座」	無限責任組合員が随時開設し組合員に通知した本組合名義の銀行口座をいう。
「組合財産」	出資金及びこれを運用して取得した投資証券等その他の財産で本組合に帰属すべきものをいう。
「組合債務」	本組合の負担する債務をいう。
「組合費用」	第32条第1項に規定する組合費用をいう。
「組合持分」	本組合における組合員の持分をいう。
「クローバック金額」	第47条第3項に定義する意味を有する。
「現物分配基準日」	第29条第3項に定義する意味を有する。
「控除対象手数料等」	第33条第3項に定義する意味を有する。
「効力発生日」	第6条第1項に定義する意味を有する。
「最大個別投資額」	第23条第6項に定義する意味を有する。
「財務諸表等」	貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書の総称をいう。
「サブスクリプション・ファイナンス」	第15条第1項又は第3項に基づく出資未履行金額について存するキャピタル・コール権への担保権の設定及びこれによる借入れをいう。
「事業者」	日本法に準拠して設立された法人及び特別外国法人並びに事業を行う個人をいう。
「事業年度」	第25条第1項に規定する意味を有する。
「市場性のある有価証券」	金融商品取引法第2条第16項に規定される金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場され、又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであって外国に備えられているものに登録されている有価証券をいう。
「指定有価証券」	金融商品取引法第2条第1項各号（同項第9号及び第14号を除く。）に規定される有価証券（同項第1号から第8号まで、第10号から第13号まで及び第15号から第21号までに規定される有価証券に表示されるべき権利であって同条第2項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして次に規定される有価証券をいう。

- ① 金融商品取引法第2条第1項第3号に規定される債券
- ② 金融商品取引法第2条第1項第4号に規定される特定社債券
- ③ 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定される社債券
- ④ 金融商品取引法第2条第1項第6号に規定される出資証券
- ⑤ 金融商品取引法第2条第1項第7号に規定される優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
- ⑥ 金融商品取引法第2条第1項第8号に規定される優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- ⑦ 金融商品取引法第2条第1項第10号に規定される受益証券
- ⑧ 金融商品取引法第2条第1項第11号に規定される投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券
- ⑨ 金融商品取引法第2条第1項第12号に規定される受益証券
- ⑩ 金融商品取引法第2条第1項第13号に規定される受益証券
- ⑪ 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定される約束手形
- ⑫ 金融商品取引法第2条第1項第9号若しくは第①号から第⑪号の各号に規定される有価証券又は第⑬号に規定される権利に係る同法第2条第1項第19号に規定されるオプションを表示する証券又は証書
- ⑬ 第①号から第⑪号までに規定される有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの

【「支配変更事由」

】が直接又は間接に保有する無限責任組合員の議決権が50%以下となったことをいう。】

「諮問委員会」

第20条第1項に基づき設置される諮問委員会をいう。

「出資口数」	各組員が本組合において有する出資の口数をいう。 なお、本契約において総有限責任組員の出資口数の合計に対する一定割合の比率を満たすことが求められる場合、複数の有限責任組員の出資口数を合計して当該比率を満たす場合を含む。
「出資未履行金額」	出資約束金額のうち未だ払込みのなされていない金額をいう。但し、本契約に従い、出資未履行金額の増減がなされた場合には、当該増減後の金額とする。
「出資約束金額」	各組員において第8条第2項に基づき本組合に出資することを約した金額をいう。但し、本契約に従い出資約束金額の増減がなされた場合には、当該増減後の金額とする。
「出資履行金額」	各組員において出資約束金額のうち第8条第3項から第6項までの規定に基づき出資の履行として本組合に現実に払い込んだ金額の総額（但し、追加出資手数料を除く。）をいう。
「主要担当者」	[]及び[]並びに第10条第5項に基づき選任された者をいう。但し、第10条第5項に基づき後任者が選任された上で主要担当者でなくなった者を除く。
「主要担当者事由」	主要担当者の[全て / うち[]名]が、[[業務時間の大半 / 業務時間の[]割以上]を組合財産の運用に充てられなくなったこと又は合理的な理由なく充てなくなったこと / 組合財産の運用に実質的に関与しなくなったこと]をいう。
「純資産額」	第26条第1項に規定する貸借対照表において出資金の部に記載されるべき金額をいう。なお、当該金額が零を下回ることとなる場合、当該金額は零として扱う。
「承継ファンド」	本組合の事業と同種又は類似の事業を目的とするファンドをいう。
「除外」	第9条第2項に基づくポートフォリオ投資に関する特定の有限責任組員の除外をいう。
「所管金融庁長官等」	金融商品取引業等府令第1条第4項第4号に規定される所管金融庁長官等をいう。
「所得税法」	所得税法（昭和40年法律第33号。その後の改正を含む。）をいう。
「処分収益」	投資証券等についての処分等により得られる金銭をいう。
「処分等」	売却その他の処分、償還、消却、買受け、払戻し又は弁済がなされることをいう。

「新規加入組員」	第36条第2項に従い本組合に新たに加加入する者をいう。
「清算時キャリド・インタレスト累計額」	第47条第3項に規定する意味を有する。
「清算時対象分配累計額」	第47条第3項に定義する意味を有する。
「清算時優先分配金額」	第47条第3項に定義する意味を有する。
「租税特別措置法」	租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）をいう。
「租税特別措置法施行令」	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。）をいう。
「その他投資収益」	投資証券等に関する配当、利息、使用許諾料その他の収益に係る金銭（処分収益に含まれるものを除く。）をいう。
「対象組員等」	あるポートフォリオ投資について、当該ポートフォリオ投資に関し出資をした組員等をいう。
「対象持分割合」	あるポートフォリオ投資に関して、当該ポートフォリオ投資に参加した各組員が出資した金額の、当該ポートフォリオ投資に参加した全ての組員の出資の総額に対する割合をいう。
「脱退組員」	本組合の組員であった者で、第37条に基づき本組合を脱退した者をいう。
「追加クロージング日」	第8条第6項に定義する意味を有する。
「追加出資組員」	新規加入組員及び既存組員のうち追加出資を行う組員の総称をいう。
「追加出資手数料」	第8条第6項に定義する意味を有する。
「適格機関投資家」	金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される適格機関投資家をいう。
「適用法令等」	本組合又は本組合の事業に関して、本組合、組員又はその役員、職員、従業員若しくは代理人に適用される日本国又は外国の法律、命令、規則、ガイドラインその他これらに準ずるもの（FATCA/CRSを含む。）をいう。
「電子決済手段」	資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段をいう。
「投資期間」	第10条第1項及び第2項に規定する意味を有する。
「投資組合等」	投資事業有限責任組合若しくは民法第667条第1項に規定される組合契約で投資事業を営むことを約するもの

	によって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。
「投資先事業者」	第5条第1項第①号から第⑦号までの規定により本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、信託の受益権又は暗号資産を保有している事業者をいう。
「投資先事業者等」	投資先事業者、第5条第1項第⑩号により本組合が出資している投資組合等及び同項第⑫号により外国法人向け出資等を保有している外国法人の総称をいう。
「投資残高」	ある時点において本組合が保有している全ての投資証券等の支払対価及びこれに関連する諸費用（但し、これらについては、評価額の将来回復見込みがないものとして無限責任組合員が減損した部分を除く。）の合計額をいう。】
「投資事業有限責任組合」	投有責法第2条第2項に規定される投資事業有限責任組合をいう。
「投資証券等」	第5条第1項第①号から第⑦号まで及び第⑩号から第⑫号までに従い本組合が取得した又は取得する予定の株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、信託の受益権、暗号資産、投資組合等に対する出資、約束手形、譲渡性預金証書若しくは動産又は外国法人向け出資等をいう（同条第2項に従い、同条第1項第①号から第③号まで、第⑥号、第⑨号並びに第⑪号(i)及び(iii)に規定される事業に係る株式、持分、新株予約権、指定有価証券、約束手形、債券、特定社債券、社債券及び投資法人債券には、特別外国法人については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含む。）。
「投資総額」	ある時点までに本組合が取得した全ての投資証券等の支払対価の合計額をいう。
「投有責法」	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。その後の改正を含む。）をいう。
「投有責法施行規則」	投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第56号。その後の改正を含む。）をいう。
「投有責法施行令」	投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成10年政令第235号。その後の改正を含む。）をいう。
「特定関係者」	(i)無限責任組合員が直接的又は間接的にその意思決定機関を支配する者（無限責任組合員の取締役、執行役、監査役、役員に類する役職にある者及び使用人並びに特別有限責任組合員を含む。）、(ii)無限責任組合

	員の意思決定機関を直接的又は間接的に支配する者及び(iii)かかる(ii)が直接的又は間接的にその意思決定機関を支配する者（無限責任組合員及び(i)を除く。）並びに(iv)かかる(i)から(iii)までの取締役、執行役、監査役、役員に類する役職にある者及び使用人をいう。但し、投資先事業者等は除く。
「特定投資家」	金融商品取引法第2条第31項に規定される特定投資家をいう。
「特定有価証券開示府令」	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）
「特別外国法人」	本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして投有責法施行令第1条において規定される者をいう。
「特別収益」	組合財産に関して生じた収益その他の金銭のうち処分収益及びその他投資収益に含まれないものをいう。
【「特別有限責任組合員」	有限責任組合員のうち、本契約添付別紙1において特別有限責任組合員に該当すると明記されている者（但し、第4条第2項に基づいて特別有限責任組合員としての指定が解除された者を除く。）をいう。】
「特例業務対象投資家」	金融商品取引法施行令第17条の12第4項第2号に規定される特例業務対象投資家をいう。
「四半期財務情報」	第26条第2項に定義する意味を有する。
「反社会的勢力等」	次のいずれかに該当するものをいう。 ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ④ 暴力団準構成員 ⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。） ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

- ⑧ 特殊知能暴力集団等（第①号から第⑦号までに規定する者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- ⑨ 日本国の財務省、米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）若しくは英国政府により経済制裁の対象者として公表されている者又は国際連合安全保障理事会の決議による制裁措置の対象とされている者
- ⑩ その他第①号から第⑨号までに規定する者に準ずる者

「被補償者」	第22条第2項に定義する意味を有する。
「ファンド」	投資事業を目的とする組合、会社又はその他の団体をいう。
「不適格投資家」	金融商品取引法第63条第1項第1号イからハまでのいずれかに該当するものをいう。
「ブリッジ・ファイナンス」	ポートフォリオ投資のうち、無限責任組合員が投資後【 】ヶ月以内に処分等することを意図したものであって、キャピタル・コール通知においてブリッジ・ファイナンスであると明示されたものをいう。
「不履行有限責任組合員」	第13条第5項に規定する意味を有する。
「分配可能額」	第29条第4項第①号に定義する意味を有する。
「分配累計額」	第29条第2項及び第3項の分配が行われるより前にこれらの規定に基づき行われた分配に係る対象組合員等に対する組合財産の分配額（現物分配の場合にはその分配時評価額を含む。）の累計額をいう。
「分配時評価額」	投資証券等を現物により分配する場合における当該投資証券等の現物分配基準日における評価額をいう。なお、かかる現物分配基準日の評価額は、(i)当該分配の対象が市場性のある有価証券である場合、現物分配基準日に先立つ直近の5取引日（現物分配基準日を含まない。）における最終価格の平均値（取引日が5日に満たない場合、現物分配基準日に先立つ全ての取引日（現物分配基準日を含まない。）における最終価格の平均値）とし、(ii)当該分配の対象が市場性のある有価証券ではない場合、第29条第3項に従い有限責任組合員の同意を得て、当該投資証券等の現物分配基準日の時価として定めた価額とする。なお、本条において、「最終価格」とは、投資証券等に係る金融商品取引所における最終売買値若しくは日本証券業協会により公表され

	る最終売買値又は外国の取引所若しくは店頭市場におけるこれらに準ずる価格とし、「取引日」とは、当該投資証券等に係る金融商品取引所が営業している日若しくは日本証券業協会により運営される店頭市場が開設されている日又は外国におけるこれらに準ずる日とする。但し、最終価格がない取引日についてはかかる日を除外するものとする。
「法人税法」	法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含む。）をいう。
「暴力団」	暴力団対策法第2条第2号に規定される暴力団をいう。
「暴力団員」	暴力団対策法第2条第6号に規定される暴力団員をいう。
「暴力団関係企業」	暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
「暴力団準構成員」	暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
「暴力団対策法」	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。）をいう。
「暴力的不法行為等」	暴力団対策法第2条第1号に規定される暴力的不法行為等をいう。
「募集期間」	第36条第1項に規定する意味を有する。
「ポートフォリオ投資」	投資証券等に対して行う、又は行った投資をいう。
「本組合」	投資事業有限責任組合であって、本契約に基づき組成されるものをいう。
「本契約」	柱書きに定義する意味を有する。
「本契約期間」	第6条第2項に定義する意味を有する。
「本契約書」	第57条第1項に規定する意味を有する。
「本締結日」	柱書きに定義する意味を有する。
「民法」	民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）をいう。

「無限責任組合員」	〔 〕に本店を有する〔 〕及び同人の後任者として第37条第3項に基づき選任された者（但し、本組合を脱退し又はその地位の全部を譲渡した無限責任組合員を除く。）をいう。
「免除」	第9条第1項に規定するポートフォリオ投資に関する特定の有限責任組合員についての出資義務の免除をいう。
「持分金額」	各組合員について、その出資履行金額に、事業年度ごとに第28条により当該組合員に帰属すべき損益を加減し、当該組合員に対し本契約に基づき分配された金銭又は投資証券等の価額を減じた金額をいう。
「有限責任組合員」	本契約添付別紙1に有限責任組合員として記載される者及び第35条又は第36条に従い有限責任組合員として本組合に加入した者（但し、本組合を脱退し、又はその地位の全部を譲渡した有限責任組合員を除く。）をいう。
「FATCA/CRS」	米国内国歳入法（Internal Revenue Code of 1986。その後の改正を含む。）第1471条から第1474条まで及びこれに関連する日米政府当局間の取決め（平成25年6月11日付の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」及び平成25年12月18日付の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明の一部を修正する追加的声明」を含む。）、経済協力開発機構（OECD）の非居住者の金融口座情報に関する国家間の自動的情報交換の枠組みのための共通報告基準（Common Reporting Standard）並びにこれらに関連する法令（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。その後の改正を含む。）、同法施行令（昭和62年政令第335号。その後の改正を含む。）、同法の施行に関する省令（昭和44年大蔵省・自治省令第1号。その後の改正を含む。）を含む。）又は各国当局間の合意等をいう。

2. 本契約において、日時は全て日本時間によるものとする。
3. 本契約において、報酬、原価及び費用等に関する言及は、これらに関して課される消費税、付加価値税又はそれと類似の公租公課（外税）を〔含む/含まない〕ものとする。

第2条 名称

本組合の名称は、「〔 〕投資事業有限責任組合」とする。〔英文では、〔 〕Investment Limited Partnershipと表記する。〕

第3条 所在地

1. 本組合の事務所の所在場所は、[]とする。
2. [無限責任組合員は、組合員に対し予め書面による通知を行うことにより、本組合の事務所の所在場所を変更することができる。/無限責任組合員は、その裁量に基づき、本組合の事務所の所在場所を変更することができる。無限責任組合員は、本組合の事務所の所在場所を変更した場合には、組合員に対し当該変更について遅滞なく書面による通知を行うものとする。]

第4条 組合員

1. 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別は、本契約添付別紙1に記載のとおりとする。[なお、本組合に特別有限責任組合員を置く場合にあっては、本契約添付別紙1において、いずれの有限責任組合員が特別有限責任組合員に該当するのかを、無限責任組合員と有限責任組合員との別と併せて明記するものとする。]
2. [無限責任組合員は、その裁量により、特別有限責任組合員を新たに指定し、又はその解除をすることができる。無限責任組合員は、かかる指定又は解除を行った場合、当該指定又は解除に係る変更後の本契約添付別紙1を速やかに各有限責任組合員に送付する。]
3. 特定関係者である有限責任組合員[及び特別有限責任組合員]は、第19条第8項又は第9項の場合を除き、その有する組合持分に関して、組合員集会において議決権を行使できず、その他本契約において意思決定に係る出資口数及び対象持分割合に基づく比率の計算から除外される。
4. 有限責任組合員は、自己に関し本契約添付別紙1の記載事項の変更がある場合は、速やかに、その旨について、無限責任組合員に対し、書面による通知を行うものとする。
5. 無限責任組合員は、前項若しくは第42条の通知があった場合、第35条による組合員たる地位の譲渡があった場合、第36条による加入若しくは出資約束金額の増額があった場合又は自己に関し本契約添付別紙1の記載事項の変更がある場合、速やかに本契約添付別紙1を変更し、変更後の本契約添付別紙1の写しを各有限責任組合員に送付するものとする。

第5条 本組合の事業

1. 組合員は、本組合の事業として、共同で次の各号に規定する事業を行うことを約する。
 - ① 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
 - ② 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下本項において同じ。）又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有
 - ③ 指定有価証券の取得及び保有
 - ④ 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

- ⑤ 事業者に対する金銭の新たな貸付け
- ⑥ 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有
- ⑦ 事業者のために発行される暗号資産の取得及び保有
- ⑧ 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
- ⑨ 前各号の規定により本組合がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、暗号資産、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業
- ⑩ 投資組合等に対する出資
- ⑪ 前各号に規定する事業に付随する事業であつて、次に規定するもの
 - (i) 事業者が発行し又は所有する約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に規定されるものを除く。）の取得及び保有を行う事業
 - (ii) 譲渡性預金証書の取得及び保有を行う事業
 - (iii) (i)に規定する約束手形、金融商品取引法第2条第1項第3号に規定される債券、同項第4号に規定される特定社債券、同項第5号に規定される社債券、同項第11号に規定される投資法人債券若しくは同項第15号に規定される約束手形に表示されるべき権利又は事業者に対する金銭債権に係る担保権の目的である不動産又は動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業
 - (iv) 本項第⑦号に規定する暗号資産の保有に伴う暗号資産等の取得及び保有並びに同号に規定する暗号資産又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業
 - (v) 本項第①号から第⑧号まで又は第⑩号に規定する事業での支払いに使用する同項第⑦号に規定する暗号資産以外の暗号資産又は電子決済手段の取得及び保有（当該保有に伴う暗号資産等の取得及び保有を含む。）並びに当該暗号資産若しくは電子決済手段又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業
- ⑫ 外国法人向け出資等の取得及び保有であつて、その取得の価額の合計額の総組合員の出資履行金額の合計額に対する割合が[100分の50]に満たない範囲内において、前各号に規定する事業の遂行を妨げない限度において行うもの
- ⑬ 本契約の目的を達成するため、次に規定する方法により行う業務上の余裕金の運用
 - (i) 銀行その他の金融機関への預金
 - (ii) 国債又は地方債の取得
 - (iii) 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得

2. 前項第①号から第③号まで、第⑥号、第⑨号並びに第⑪号(i)及び(iii)に規定する事業に係る株式、持

分、新株予約権、指定有価証券、約束手形、債券、特定社債券、社債券及び投資法人債券には、特別外国法人については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

第6条 本契約の効力発生日及び本組合の存続期間

1. 本契約の効力は、[]年[]月[]日（以下「効力発生日」という。）をもって発生するものとする。
2. 本組合の存続期間（以下「本契約期間」という。）は、効力発生日より[]年間とする。但し、無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た場合には、各有限責任組合員に通知の上、当該期間の終了日の翌日から[更に1年間ずつ、最大[]年間 / 更に[]年間]を限度として、本契約期間を延長することができる。

第7条 登記

1. 無限責任組合員は、投有責法第17条に従い、本組合の事務所の所在地において、本契約について、組合契約の効力の発生の登記をするものとする。
2. 前項の登記に係る登記事項に変更が生じた場合、無限責任組合員は、投有責法第18条に従い、当該変更の生じた登記事項について、変更の登記をするものとする。

第2章 出資

第8条 出資

1. 本組合の出資一口の金額は[]円とする。
2. 組合員は、本契約添付別紙1に記載された当該組合員の出資口数に前項に規定する出資一口の金額を乗じた額を上限額として、本条第3項から第6項までの規定に基づき本組合に出資することを約する。[無限責任組合員は、自らの出資口数が総有限責任組合員の出資口数の合計の[]%以上になるよう維持するものとし、自らの出資口数が当該割合を下回ることとなる場合は、第36条に従い出資約束金額を増額させることにより自らの出資口数を増加させるものとする。なお、この場合において、無限責任組合員は、追加出資手数料の支払義務を負わない。]
3. 組合員は、投資期間中、ポートフォリオ投資、組合費用、管理報酬又はサブスクリプション・ファイナンスの貸付人に対する債務の弁済（組合財産に設定された担保権の実行として行われることとなる債務の弁済を含む。）に充当することを目的として、出資未履行金額の範囲内で、無限責任組合員からの[]営業日前までの書面による通知（以下「キャピタル・コール通知」といい、キャピタル・コール通知による出資履行請求を「キャピタル・コール」という。）に従い、無限責任組合員が指定した日までに、無限責任組合員が指定する金額につき、各組合員がその出資未履行金額に応じて按分した額を、組合口座に振込送金して払い込むものとする。
4. 組合員は、投資期間終了後においては、次の各号に規定する場合に限り、出資未履行金額の範囲内で、無限責任組合員からの[]営業日前までのキャピタル・コール通知に従い、無限責任組合員が指定した日までに、次の各号に規定される場合に必要となる金額につき、本項第①号に規定する場合は当該ポートフォリオ投資の前に行われた当該投資先事業者等へのポートフォリオ投資に係る対象持分割合に応じて按分した額を、本項第②号又は第③号に規定する場合は出資未履行金額に応じて按分した額を、組合

口座に振込送金して払い込むものとする。但し、本項第①号に係る出資の累計額は、各組合員の出資約束金額の[]%に相当する額を超えてはならないものとし、また、本項第③号に規定する場合、無限責任組合員は、その裁量に基づき、キャピタル・コールの対象となる金額を、より公平と認められる金額に調整することができるものとする。

① 投資先事業者等に対する追加的なポートフォリオ投資を目的とする場合

② 投資期間終了前に本組合が第23条第2項に規定されるポートフォリオ投資の主な準備行為を行っていた場合においてそのポートフォリオ投資を完了するために必要とされる場合

③ 組合費用又は第33条第2項第③号の管理報酬に充当することを目的とする場合

5. 無限責任組合員は、キャピタル・コール通知を行うにあたっては、キャピタル・コールの目的（出資を受ける金銭の充当先の内訳も含む。）、当該キャピタル・コール通知を受けた有限責任組合員が出資すべき金額、払込日及びブリッジ・ファイナンスである場合はその旨を明示しなければならない。

6. 追加出資組合員は、それぞれ無限責任組合員が書面により指定する日（以下「追加クロージング日」という。）までに、次の各号に規定する金額の合計額を組合口座に振込送金して払い込むものとする。なお、本項第①号、第②号及び第③号のそれぞれに規定する追加出資手数料を、次項以下においては、合わせて「追加出資手数料」という。

① (a)ポートフォリオ投資に対応して追加クロージング日までになされた出資につき、本条第9項に従って効力発生日から組合員とされることにより当該追加出資組合員が本条第3項又は第4項に従って按分して負担すべきであった額の出資金（但し、既存組合員のうち追加出資を行う組合員については、ポートフォリオ投資に充当する出資金として組合口座に払込み済みの金額を除く。）及び(b)その金額に、当該ポートフォリオ投資がなされた時にかかる出資を行っていればそれぞれ払込みのなされるべきであった日の翌日から追加クロージング日までの期間について年利[]%（年365日の日割り計算とする。）でそれぞれ算出された利息金の合計額に相当する追加出資手数料を合計した額

② (a)本組合によって支払われるべき組合費用につき本条第9項に従って効力発生日から組合員とされることにより当該追加出資組合員が本条第3項又は第4項に従って負担すべきであった額の出資金（但し、既存組合員のうち追加出資を行う組合員については、組合費用に充当する出資金として組合口座に払込み済みの金額を除く。）及び(b)その金額に、本条第9項に従って効力発生日から組合員とされることにより当該追加出資組合員が負担すべきであった組合費用の支払いがそれぞれ行われた日の翌日から追加クロージング日までの期間について年利[]%（年365日の日割り計算とする。）でそれぞれ算出された利息金の合計額に相当する追加出資手数料を合計した額

③ (a)本条第9項の規定に従って効力発生日から組合員とされることにより各追加出資組合員が負担することとなる管理報酬に相当する出資金（但し、既存組合員のうち追加出資を行う組合員については、管理報酬に相当する出資金として組合口座に払込み済みの金額を除く。）及び(b)その金額に第33条第2項に従い無限責任組合員が管理報酬をそれぞれ受領した日の翌日から追加クロージング日までの期間について年利[]%（年365日の日割り計算とする。）でそれぞれ算出された利息金の合計額に相当する追加出資手数料を合計した額

7. 前項第①号及び第②号の規定にかかわらず、(i)[無限責任組合員が、その誠実な判断により、かかる金額の支払いによる追加出資組合員の当該ポートフォリオ投資に関する持分割合がポートフォリオ投資について生じた重大な価値の変動により不公正なものとなると認める場合又は]第9条第1項により追加出資組合員が当該ポートフォリオ投資について出資義務を免れることが適切であると同項の規定に準じて無限責任組合員が合理的に判断する場合若しくは同条第2項に該当するため追加出資組合員が当該ポー

トフォリオ投資へ参加することが適切でないと同項の規定に準じて無限責任組合員が合理的に判断する場合、無限責任組合員は、当該追加出資組合員を、当該ポートフォリオ投資への参加から排除することができ、また、(ii)追加クロージング日までに、本組合が第29条に従い既に分配を行っていた場合、無限責任組合員は、当該追加出資組合員が払い込む額に、その裁量により、適切と考える調整を加えることができるものとする。

8. 無限責任組合員は、(i)本条第6項第③号の額を管理報酬として受領するものとし、(ii)同項第①号の額については、追加出資組合員以外の組合員に対して各組合員の当該ポートフォリオ投資に係る対象持分割合（当該追加クロージング日における変動前の割合）に応じて、出資金についてはこれを払い戻し、追加出資手数料についてはこれを交付するものとし、(iii)同項第②号の額については、追加出資組合員以外の組合員に対して出資未履行金額（当該追加クロージング日における変動前の金額）の割合（但し、ポートフォリオ投資に関する組合費用については当該ポートフォリオ投資に係る対象持分割合（当該追加クロージング日における変動前の割合））に応じて、出資金についてはこれを払い戻し、追加出資手数料についてはこれを交付するものとする。なお、本条第6項第③号(b)の金額は無限責任組合員に対して、同項第①号(b)及び第②号(b)に規定する金額は追加出資組合員以外の組合員に対して、それぞれ直接に支払われたのと同様に取り扱われ、かかる支払いを行った追加出資組合員の出資とはみなされず、いずれの組合員についてもそれぞれの出資履行金額及び出資未履行金額に変動をもたらさないものとする。
9. 追加出資組合員は、本条第6項に規定する払込みにより、効力発生日において、本組合に加入し、又は同項に規定する増額後の出資約束金額について出資することを約した場合と同様に、本契約に基づく権利及び義務を取得する。

第9条 組合員の出資義務の免除及び除外

1. 有限責任組合員は、ポートフォリオ投資に係るキャピタル・コール通知において示された出資をなすことが、当該有限責任組合員について法令又は投資に関する内部規則（但し、本組合加入時に無限責任組合員に書面による通知がなされたものに限る。）の違反その他の重大な悪影響を生じさせる可能性があるとは合理的に判断し、無限責任組合員に対して出資義務の免除を請求した場合、当該ポートフォリオ投資について、出資義務を免れる。但し、当該有限責任組合員が出資義務を免れるためには、当該有限責任組合員は、(i)無限責任組合員に対し、当該キャピタル・コール通知の到達の日から[]営業日以内（又はその後の日で無限責任組合員がその裁量により決定する日まで）に、当該請求を行う旨について書面による通知を行い、[法律顧問の意見書（当該法律顧問及び意見書の内容は、有限責任組合員の当該判断に関するものであり、かつ、無限責任組合員が合理的に満足できるものでなければならない。）]を提出し、]かつ、(ii)無限責任組合員が合理的に要求する、当該重大な悪影響を生じさせる可能性についてのその他の情報を提供しなければならない。
2. 有限責任組合員は、無限責任組合員において当該有限責任組合員がポートフォリオ投資につき出資を行うことが本組合の業務又は他の組合員に重大な悪影響を及ぼす可能性があるとは合理的に判断し、当該ポートフォリオ投資から当該有限責任組合員を除外することを選択した場合、当該ポートフォリオ投資について、出資から除外される。無限責任組合員は、かかる選択を行った場合、当該有限責任組合員に対し、当該ポートフォリオ投資に係るキャピタル・コール通知にて指定された払込日までに、かかる除外を行う旨について書面による通知を行わなければならない。
3. 免除の対象となる有限責任組合員は、本条第1項(i)の期間内において、同項に規定する重大な悪影響を生じさせる可能性がある状況を解決するよう合理的な努力をしなければならない。

4. 有限責任組合員が免除又は除外を受けた場合、無限責任組合員は、その裁量により、当該有限責任組合員の出資なしに当該免除又は除外に係るポートフォリオ投資を行うか否かを選択することができる。無限責任組合員が当該ポートフォリオ投資を行うことを決定した場合、無限責任組合員は、[]営業日前の通知により、当該免除又は除外がなければ当該有限責任組合員が当該ポートフォリオ投資に関して出資すべきであった金額につき、他の組合員に対して、出資未履行金額に応じて按分した額、かつ、出資未履行金額を超えない限度で、追加でのキャピタル・コールを行うことができる。かかるキャピタル・コールには、第8条第5項を準用する。

第10条 投資期間並びにその延長、中断及び早期終了

1. 本組合の投資期間は、効力発生日から[]年間の期間とする。但し、無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た場合又は諮問委員会の承認を得た場合、当該期間の終了日の翌日から[通算して[]年以下、かつ、[]回まで/更に[]年間]を限度として、投資期間を延長することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約の規定により投資期間が前項に規定する期間の末日より早く終了する場合、投資期間は、効力発生日から当該終了の日までの期間とする。
3. 無限責任組合員は、[主要担当者事由 / 支配変更事由]が発生した場合、速やかに、当該事由の発生について、有限責任組合員に、書面による通知を行うものとする。
4. [主要担当者事由 / 支配変更事由]が生じた場合、本組合の投資期間は中断し、かかる投資期間の中断中、無限責任組合員は、投資期間経過後において許容される事業のみ行うことができるものとする。
5. 前項の規定にかかわらず、[主要担当者事由の発生により投資期間が中断した場合においては、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得たとき又は次項に従って主要担当者事由の発生原因となった主要担当者に代わる者が選任されたとき、投資期間の中断は解除されるものとし、かかる解除がなされないときは、主要担当者事由の発生後[]ヶ月を経過した日に投資期間が終了するものとする。 / 支配変更事由の発生により投資期間が中断した場合においては、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得たとき、投資期間の中断は解除されるものとし、かかる解除がなされないときは、支配変更事由の発生後[]営業日を経過した日に投資期間が終了するものとする。]
6. 無限責任組合員は、各有限責任組合員に書面による通知を行うことにより、主要担当者の後任の候補者又は追加的な候補者を指名することができる。かかる指名がなされた場合、無限責任組合員は、各有限責任組合員に、かかる候補者の情報を提供し、また、有限責任組合員から求められた場合、かかる候補者と当該有限責任組合員との面談の機会を設定するものとする。なお、候補者を新たな主要担当者として選任するには、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得ることを要するものとする。

第11条 出資約束金額の減額

1. 効力発生日から[]年を経過した日の属する事業年度末において、総組合員の出資約束金額の合計額に対する投資総額の割合が[]%を超えていない場合、無限責任組合員は、各有限責任組合員に対し、当該事業年度の末日から[]ヶ月以内に、その旨について、書面による通知を行うものとする。

2. 前項の通知がなされた場合、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員は、無限責任組合員に対し、当該事業年度の末日から[]ヶ月以内に限り、書面により出資約束金額の減額を請求することができる。
3. 有限責任組合員から前項に規定する請求がなされた場合又は無限責任組合員において出資約束金額の減額が必要であると合理的に判断した場合、無限責任組合員は、本契約期間の残存期間における投資予定額及び管理報酬の総額並びに既発生 of 組合費用の額及び将来発生することが予想される組合費用の見積額等の諸事情を勘案の上、減額の是非並びに（減額する場合には）減額後の出資約束金額及び減額の効力発生時期を決定し、これらについて、有限責任組合員に対し、速やかに、書面による通知を行うものとする。

第12条 追加出資及び出資金の払戻し

1. 組合員は、本契約に規定される場合又は総組合員が同意した場合を除き、本組合に対し出資をなす義務を負わない。
2. 本契約に別段の定めがない限り、出資金は、理由の如何を問わず、如何なる組合員に対しても、本契約期間中払い戻されないものとする。
3. [前項の規定にかかわらず、無限責任組合員は、次の各号に規定する場合、次の各号に規定する出資金を組合員に払い戻すものとする。これらの払戻しのなされた金額は、本組合には一度も出資されていないものと扱われ、組合員の出資未履行金額に追加されたものとみなされ、また、キャピタル・コールの対象となるものとする。
 - ① 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資が実現しないと判断した場合には、当該ポートフォリオ投資のために出資された出資金を、組合費用の支払いのために合理的に必要と見込まれる額及び他のポートフォリオ投資のために合理的に必要と見込まれる額を留保して払い戻すものとする。
 - ② 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資を実行するのに、当該ポートフォリオ投資のために出資された出資金の全額を要しないと判断した場合には、当該ポートフォリオ投資のために必要である金額を超える部分を、組合費用の支払いのために合理的に必要と見込まれる額及び他のポートフォリオ投資のために合理的に必要と見込まれる額を留保して払い戻すものとする。]

第13条 出資払込等の不履行

1. 本契約に基づく支払義務の履行を怠った組合員は、本契約に基づき支払いを行うべき日の翌日から支払いを行うべき金額の全額が払い込まれた日までの期間につき、当該金額の未払込残高に対して年[]%の割合（年365日の日割計算とする。）で計算した遅延損害金を本組合に支払うものとする。
2. 組合員が本契約に基づく支払義務の履行を怠ったことにより本組合又は他の組合員に損害が発生した場合、当該組合員は、その不履行により本組合又は他の組合員が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとする。
3. 組合員は、他の組合員の支払義務の不履行を理由に、自己の支払義務の履行を拒絶できない。
4. 組合員が本組合に対する出資の履行を怠った場合、無限責任組合員は、出資の履行を怠った当該組合員以外の組合員に対し、[]営業日前までの書面による通知を行い、かかる不履行のなされた出資金額に相当

する金額を第8条第3項又は第4項の規定に準じて按分した額について、出資未履行金額を超えない限度で、追加でのキャピタル・コールを行うことができる。かかるキャピタル・コールには、第8条第5項を準用する。

5. 有限責任組合員が本契約上の支払義務の履行を怠った場合、無限責任組合員は、当該有限責任組合員に対してかかる履行の懈怠について書面による通知を行うものとし、当該有限責任組合員が当該通知の到達の日から[]営業日以内に支払いを行わない場合において、無限責任組合員が、当該有限責任組合員に対して、不履行有限責任組合員として取り扱うことについての書面による通知を行ったとき、当該有限責任組合員は、当該通知の到達の日不履行有限責任組合員となる。
6. 無限責任組合員は、適用法令等に抵触しない限りにおいて、その裁量により、不履行有限責任組合員に関して、次の各号に規定する取扱いの一又は複数を行うことができる。
 - ① 本契約の如何なる規定にかかわらず、不履行有限責任組合員が有する組合持分に関して、組合員集会において議決権を行使できず、その他本契約において意思決定に係る出資口数及び対象持分割合に基づく比率の計算から除外されるものとする
 - ② 不履行有限責任組合員について、将来のポートフォリオ投資の全部又は一部への参加を認めず、そのための出資の履行も認めないこと
 - ③ 不履行有限責任組合員に対して支払われるべき分配金から当該不履行有限責任組合員が負担すべき組合費用を差し引いた金額を、出資の払戻しに相当する部分を除いて没収して、不履行有限責任組合員以外の組合員に分配すること（当該没収分は、他の組合員に対し、第29条第2項及び第3項に規定する組合財産の分配割合に準じて分配される。）
 - ④ 不履行有限責任組合員に対する組合財産の分配比率を[]%減じること（当該減額分は、他の組合員に対し、第29条第2項及び第3項に規定する組合財産の分配割合に準じて分配される。）

第3章 組合業務の執行

第14条 無限責任組合員の権限

1. 無限責任組合員は、第5条第1項に規定する本組合の事業の遂行のため、本組合の名において次の各号に規定することその他の本組合の業務を決定し、執行し、裁判上及び裁判外において本組合を代表するものとする。
 - ① 組合財産の運用、管理及び処分
 - ② 投資証券等に関する議決権その他組合財産に係る権利の行使
 - ③ 投資先事業者に対する経営又は技術の指導
 - ④ 本組合の業務上必要な弁護士、公認会計士、税理士、鑑定人、アドバイザーその他の専門家の選任並びにこれらの者への相談及び業務委託
 - ⑤ 組合財産の分配及び組合持分の払戻しに関する事項
 - ⑥ 会計帳簿及び記録の作成及び保管等本組合の会計に関する事務

- ⑦ 本組合の事業に関し発生した、本組合の負担すべき組合費用、経費及び報酬等の債務の支払いに関する事項
 - ⑧ その他本組合の事業の目的の達成のために必要な一切の事項
2. 無限責任組合員は、前項第④号[その他の本契約の規定]において許容されている場合、その裁量及び責任において、適当と認める者に本組合の事務の一部を委任又は準委任することができる。
 3. 無限責任組合員が投有責法第3条第1項各号に規定される事業及び当該事業を補完し、又は当該事業と一体不可分として捉えることができる業務以外の行為を行った場合、組合員はこれを追認することができない。

第15条 借入れ並びに債務の保証及び担保権の設定

1. 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資又は組合費用の支払いのため、借入期間が[]日以内であることを条件として、また、借入れを行ったとしても借入残高が借入時における総有限責任組合員の[出資約束金額の合計額の[]%又は出資未履行金額の合計額のいずれか小さい額]を超えない場合に限り、出資未履行金額について存するキャピタル・コール権に担保権を設定（第8条第3項又は第4項に基づきキャピタル・コールを行う権限又は代理権をサブスクリプション・ファイナンスの貸付人に付与することを含む。）して本組合による借入れを行うことができる。
2. 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資又は本条の借入れ、債務の保証若しくは担保権の設定に係る借入債務の借換えのため、諮問委員会の承認を条件として、また、借入れを行ったとしても借入残高が借入時における純資産額の[]%を超えない場合に限り、組合財産（キャピタル・コール権を除く。次項但書きにおいて同じ。）に担保権を設定して本組合による借入れを行うことができる。
3. 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資に関連して、投資先事業者等又はその投資先が金銭の借入れを行う場合における本組合によるかかる借入れについての債務の保証及び組合財産への担保権の設定を行うことができる。但し、債務の保証については当該債務の保証後における借入残高が当該債務の保証時における総組合員の出資履行金額の合計額の[]%を超えない限りにおいてのみ、出資未履行金額について存するキャピタル・コール権への担保権の設定については当該担保権の設定後における借入残高が当該担保権の設定時における総有限責任組合員の[出資約束金額の合計額の[]%又は出資未履行金額の合計額のいずれか小さい額]を超えない限りにおいてのみ、組合財産への担保権の設定については当該担保権の設定後における借入残高が当該担保権の設定時における純資産額の[]%を超えない限りにおいてのみ、それぞれ許容されるものとする。
4. 無限責任組合員がサブスクリプション・ファイナンスを行う場合、組合員は、当該サブスクリプション・ファイナンスの貸付人による合理的な要請に従い、それぞれの出資約束の条件の確認、財務情報の提供、キャピタル・コール権への担保権の設定及び当該貸付人に対する抗弁権の放棄に関する承諾書の提出、法律顧問の意見書の提出並びに合意書その他の書面の締結に応じるものとする。

第16条 無限責任組合員の注意義務

無限責任組合員は、適用法令等及び本組合の事業の目的に従い、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、有限責任組合員のために忠実に組合財産の運用を行うものとする。

第17条 有限責任組合員の権限

1. 有限責任組合員は、本組合の業務を執行し、又は本組合を代表する権限を一切有しないものとする。
2. 有限責任組合員は、投資証券等に関する議決権の行使につき、無限責任組合員に対して指図をすることができない。
3. 有限責任組合員は、無限責任組合員に対し、その旨について[]営業日前の書面による通知を行った上で、無限責任組合員の営業時間内において、自己の費用で、次の各号に規定する書類の閲覧又は謄写を行うことができる。
 - ① 第25条第3項に規定する会計帳簿及び記録
 - ② 財務諸表等及び四半期財務情報
 - ③ 第26条第1項に規定する監査に関する意見書
 - ④ 本契約書
4. 有限責任組合員は、無限責任組合員に対しその旨について[]営業日前の書面による通知を行った上で、無限責任組合員の営業時間内において、自らの費用で選任した監査法人又は公認会計士に本組合の財産状況及び無限責任組合員による本組合の業務執行状況を監査させることができるものとする。但し、当該監査の結果として本組合の会計処理に関して重大な誤りが発見された場合、当該有限責任組合員は、当該監査に要した合理的な費用を本組合に請求することができる。
5. 有限責任組合員は、随時、無限責任組合員に対し、本組合の財産状況及び無限責任組合員による本組合の業務執行状況につき書面による質問をすることができる。かかる質問がなされた場合、無限責任組合員は、その質問の記載された書面を受領してから[]営業日以内に、適切な方法で当該質問に答えるものとする。
6. [有限責任組合員は、租税特別措置法第41条の21第1項第2号に規定される、本契約に基づいて行う事業に係る業務の執行として租税特別措置法施行令に規定される行為を行わないものとする。本項前段に抵触する本契約の規定は、本項前段に抵触しないように制限的に解釈して適用されるものとする。]

第18条 組合員集会

1. 無限責任組合員は、第26条第1項に従い各組合員に対し財務諸表等を送付した後、速やかに（遅くとも毎事業年度終了後[]営業日以内に）、組合員集会を招集するものとする。
2. 無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員からの請求があったとき又は無限責任組合員が適宜必要と判断したときは、各有限責任組合員に対し、会日の[]営業日前までに書面による通知を行い、組合員集会を招集するものとする。
3. 組合員集会において、無限責任組合員は、本組合の運営及び組合財産の運用状況その他無限責任組合員において有限責任組合員に報告すべきと判断した事項について報告するものとし、有限責任組合員は、無限責任組合員に対し、それらについての意見を述べることができる。なお、無限責任組合員は、本項に基づく有限責任組合員の意見に拘束されるものではない。

4. 組合員集会は、組合員集会への参加者の全員が互いに意思疎通することができる会議電話、ビデオ通話又は同等の意思伝達手段によって開催することができる。

第19条 利益相反

1. 有限責任組合員は、(i)本組合の事業と同種若しくは類似の事業を行うこと又は(ii)本組合の事業と同種若しくは類似の事業を目的とする他のファンドの組合員（無限責任組合員及びジェネラル・パートナーを含む。）、社員（無限責任社員を含む。）、株主、出資者、取締役若しくは業務執行者その他これらに類似する役職となることことができる。
2. 無限責任組合員は、(i)投資総額並びに組合費用及び管理報酬に充てられた出資履行金額及びこれらに充てられることが合理的に見込まれる出資履行金額の合計額が総組合員の出資約束金額の合計額の[]分の[]に達した時又は(ii)投資期間の終了した時のいずれか早い時までの間は、本組合の事業と同種又は類似の事業を行うこと（承継ファンドの組成を除く。）及び承継ファンドの無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職として当該承継ファンドにおいて投資活動を行うことができないものとする。但し、諮問委員会の委員の[]分の[]以上がかかる行為を承認した場合又は総有限責任組合員の出資口数の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員がかかる行為に同意した場合はこの限りではない。
3. 前項の規定にかかわらず、無限責任組合員は、最大個別投資額を超える金額に係るポートフォリオ投資の機会に際して、当該機会におけるポートフォリオ投資を行うことのみを目的とする他のファンド（以下「共同投資ファンド」という。）を組成し、又は組成させることができる。なお、共同投資ファンドによる当該機会における投資（以下「共同投資」という。）の条件は、次の各号に規定する条件に従うものとする。
 - ① 共同投資は、当該投資の機会におけるポートフォリオ投資について本組合が投資する条件と実質的に同じ条件により行われなければならない。
 - ② 共同投資は、本組合による当該投資の機会におけるポートフォリオ投資の処分と同時期に、実質的に同じ条件で処分されなければならない。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、無限責任組合員は、(i)既存ファンドにつき、無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職としてその管理及び運営を行うこと及び(ii)[]を目的とするファンドの無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職としてその管理及び運営を行うことは禁止されない。
5. 無限責任組合員は、既存ファンド及び承継ファンドの無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職としてその管理及び運営を行う場合、本組合、既存ファンド及び承継ファンドの間で無限責任組合員がその裁量に基づき適当と認めるところに基づいて投資機会を配分することができる。
6. 有限責任組合員は自己又は第三者のために本組合と取引をすることができる。
7. 無限責任組合員は、次の各号に規定する行為をすることができない。
 - ① 自己又はその取締役、執行役、監査役、役員に類する役職にある者若しくは使用人との間において取引を行うことを内容とした組合財産の運用を行うこと

- ② 金融商品取引法第42条第1項に規定される権利者のため運用を行う金銭その他の財産との間において取引を行うことを内容とした組合財産の運用を行うこと
 - ③ 自己又は第三者のために本組合と取引すること（前各号の取引を除く。）
 - ④ 自己の勘定で投資先事業者等又はその候補に対する投資を行うこと
 - ⑤ 本組合又は投資先事業者等をして特定関係者[又は特定関係者が無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職としてその運営に関与するファンド]と取引をさせること
8. 前項第①号の規定にかかわらず、無限責任組合員が、(i)金融商品取引業等府令第128条第2号に基づき、総有限責任組合員の[半数]以上であって、かつ、総有限責任組合員の出資口数の合計の[4分の3]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意その他の同号に規定される要件の全てを満たす取引を行うこと（なお、かかる有限責任組合員の同意を求める際、特定関係者である有限責任組合員[及び特別有限責任組合員]についてはかかる同意をしていないものとみなす。また、当該取引を行うことに同意しない有限責任組合員が当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明を受けた日から[20]日以内に請求した場合には、当該取引を行った日から[60]日を経過する日までに当該有限責任組合員の有する組合持分を公正な価額で組合財産をもって買い取るものとする。）又は(ii)同条第3号に規定される所管金融庁長官等の承認を受けた取引を行うことを内容とした組合財産の運用を行うことは妨げられない。
 9. 本条第7項第②号の規定にかかわらず、無限責任組合員が、(i)金融商品取引業等府令第129条第1項第1号に基づき同号に規定される要件の全てを満たす取引を行うこと、(ii)同項第2号に基づき、総有限責任組合員の[半数]以上であって、かつ、総有限責任組合員の出資口数の[4分の3]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意その他の同号に規定される要件の全てを満たす取引を行うこと（なお、かかる有限責任組合員の同意を求める際、特定関係者である有限責任組合員[及び特別有限責任組合員]についてはかかる同意をしていないものとみなす。また、当該取引を行うことに同意しない有限責任組合員が当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明を受けた日から[20]日以内に請求した場合には、当該取引を行った日から[60]日を経過する日までに当該有限責任組合員の有する組合持分を公正な価額で組合財産をもって買い取るものとする。）又は(iii)同項第6号に規定される所管金融庁長官等の承認を受けた取引を行うことを内容とした組合財産の運用を行うことは妨げられない。
 10. 本条第7項第③号及び第⑤号の規定にかかわらず、無限責任組合員は、本契約期間の終了まで残り[]日以下となり、かつ、本組合において保有する投資証券等の[全部/のうち主要なものの]処分を本契約期間の終了までに行うことが合理的とはいえないと判断したときは、諮問委員会に意見陳述又は助言の提供の機会を与えた上で、これが本条第7項第①号に該当する場合は本条第8項に規定する手続を、本条第7項第②号に該当する場合は本条第9項に規定する手続を、それぞれ履践し、当該投資証券等の全部又は一部を自己又は特定関係者が無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役、業務執行者その他これらに類似する役職としてその運営に関与するファンドに売却することができる。
 11. 本条第7項第③号から第⑤号までの規定にかかわらず、予め諮問委員会又は総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員に意見陳述又は助言の提供の機会を与えた場合、無限責任組合員又は特定関係者は、適用法令等に抵触しない限りにおいて、同項第③号から第⑤号までに規定する行為をすることができる。
 12. 無限責任組合員は、本条に規定する諮問委員会の委員又は有限責任組合員の意見又は助言に拘束されるものではない。
 13. 無限責任組合員は、本条に基づき、諮問委員会の委員又は有限責任組合員に対し、同意を求め、又は意見陳述若しくは助言の機会を与える場合、それぞれの場合に応じ、諮問委員会の委員又は有限責任組合員に対し、予め当該行為の内容（取引の対象及びその価額を含む。）について書面による通知を行うも

のとする。

第20条 諮問委員会

1. 無限責任組合員は、本条に規定するところに従い、本組合の諮問委員会を設置する。
2. 諮問委員会の委員は、出資約束金額が[]円以上である有限責任組合員（特定関係者である有限責任組合員[、特別有限責任組合員]及び不履行有限責任組合員を除く。）が[その裁量により指名する者/指名する自己の役員又は従業員]とする[（当該有限責任組合員が個人の場合には当該有限責任組合員とする。）]。なお、いずれの有限責任組合員も、諮問委員会の委員として複数人を指名することはできない。
3. 前項の規定にかかわらず、無限責任組合員は、正当な理由がある場合、(i)当該有限責任組合員が指名した者が諮問委員会の委員に就任することを拒否することができ、また、(ii)諮問委員会の委員を解任することができる。但し、(ii)の場合、無限責任組合員は、諮問委員会の特定の委員の解任を行う意思があることについて他の全ての諮問委員会の委員に対して予め書面による通知を行うものとし、また、当該通知の到達の日から[]営業日以内に、当該解任につき当該他の委員の[]分の[]以上の反対があった場合、当該解任を行わないものとする。
4. 諮問委員会の委員が辞任し、若しくは解任され、又は死亡した場合、当該委員を指名した有限責任組合員は、その後任の委員を指名することができる。
5. 有限責任組合員が不履行有限責任組合員となった場合、当該有限責任組合員は本条第2項又は前項に基づく諮問委員会の委員を指名する権利を失い、当該有限責任組合員が指名した委員は当然に解任されたものとみなす。
6. 諮問委員会の委員の任期は期間の定めのないものとする。
7. 諮問委員会は、次の各号に規定する行為を行うことができるものとする。無限責任組合員は、本項第①号、第②号及び第④号に規定する行為又は取引については、これらに規定するところに従って諮問委員会の承認を得ること又は諮問委員会の意見陳述若しくは助言の機会を設けることを条件として、かかる行為又は取引を行うことができるものとする。なお、本項[第①号、第②号、]第③号及び第④号において、諮問委員会は、意見陳述又は助言提供の機会を与えられるに留まり、無限責任組合員は、かかる意見又は助言に拘束されないものとする。
 - ① 前条第2項に規定する行為及び前条第7項第③号から第⑤号までに規定する行為であって無限責任組合員から予めその[承認/承認又は意見陳述若しくは助言]を求められたものについての[承認/承認又は意見陳述若しくは助言]
 - ② 前号に規定する行為のほか、本組合の利益と相反し、又は相反する可能性のある無限責任組合員又は特定関係者の行為又は取引（前条第7項第①号及び第②号の取引を除く。）のうち、無限責任組合員から予めその[承認/意見陳述又は助言]を求められたものについての[承認/意見陳述又は助言]
 - ③ 本条第12項に従い無限責任組合員から報告を受けた事項についての意見陳述又は助言
 - ④ その他無限責任組合員から照会を受けた本組合に関する事項についての意見陳述又は助言及び無限責任組合員から承認を求められた事項についての承認
8. 諮問委員会は、無限責任組合員がこれを招集し、無限責任組合員の指定する者が議長となる。

9. 無限責任組員は、無限責任組員が必要と判断したときに、会日の[]営業日前までに諮問委員会の各委員に招集通知を送付することにより、諮問委員会を開催する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
10. 諮問委員会の承認は、諮問委員会の委員の[]分の[]以上の承認をもって行われるものとする。
11. 無限責任組員は、諮問委員会が開催されたときは、その議事録を作成するものとし、作成の日から[]年間、これを本組合の主たる事務所に備え置くものとする。
12. 無限責任組員は、諮問委員会に対し、遅滞なく、次の各号に規定する事項を報告するものとする。但し、本項第②号又は第③号に規定する事項の報告については、かかる事項が本組合の管理又は運営に重大な悪影響を生じさせる蓋然性が高い場合に限る。
 - ① 無限責任組員又は特定関係者が[]円を超える金額の控除対象手数料等を受け取った場合における管理報酬控除額の算出のための計算の内容
 - ② 本組合の関連する紛争（調停による裁判手続や仲裁等を含む。以下本号において同じ。）及び将来におけるかかる紛争の発生の見込みの有無及び内容
 - ③ 行政機関による無限責任組員又は特定関係者への立入検査及び捜査等の有無及び内容
13. 無限責任組員は、自らの固有財産又は組合財産から諮問委員会の委員に対して報酬その他活動の対価を支払わないものとする。
14. 無限責任組員は、諮問委員会の委員に対し、組合財産から合理的な範囲内で交通費その他の実費を支払うことができる。
15. 諮問委員会に委員として参加する有限責任組員又はその役員若しくは従業員は、諮問委員会の委員であること又は諮問委員会における活動を理由として、本組合及び組員に対して如何なる責任も負わないものとする（但し、故意又は重過失による不法行為が行われた場合は、この限りではない。）。
16. [諮問委員会においては、租税特別措置法第41条の21第1項第2号に規定される、本契約に基づいて行う事業に係る業務の執行として租税特別措置法施行令に規定される行為を行わないものとする。本項前段に抵触する本契約の規定は本項前段に抵触しないように制限的に解釈して適用されるものとする。]

第4章 組員の責任

第21条 組合債務に対する対外的責任

1. 組合債務は、無限責任組員が組合財産をもって弁済するものとする。但し、無限責任組員は自らの固有財産をもって組合債務を弁済する責任を免れるものではない。
2. 第30条第2項に規定する場合を除き、有限責任組員は、組合債務につき出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う。
3. 無限責任組員は、次条第2項に基づく補償に必要な限度で、[キャリード・インタレストの返還を行った/特別有限責任組員において既に分配を受けたキャリード・インタレストの返還を行わせた]うえ、これにより填補されない額について、有限責任組員（脱退した有限責任組員を含む。本項及び次項におい

て同じ。)に対し、返還されたキャリド・インタレストの額も勘案した上で合理的に算定される一定の割合(かかる算定根拠は有限責任組合員に予め通知されなければならない。)に従って、当該有限責任組合員が第29条第2項及び第3項に規定する分配により本組合から現実に受け渡された組合財産の総額に達するまで、かかる組合財産の返還を請求することができる。組合員により返還された組合財産は、その返還がなされた時点以降において、第29条第2項又は第3項に規定する分配がなされなかったものとして扱う。

4. 前項の規定にかかわらず、無限責任組合員は、本組合が第43条第1項の規定により解散してから2年が経過した場合、有限責任組合員に対して、前項に基づく分配の返還を請求することができない。但し、本組合の解散から2年が経過した場合であっても、(i)その経過時点において本組合について訴訟若しくは手続が継続しており、又は債務若しくは請求が残存しており、かつ、(ii)無限責任組合員が当該時点までにその旨及びかかる訴訟、手続、債務又は請求の概要を有限責任組合員に通知したときは、当該通知に記載された訴訟、手続、債務又は請求が終局的に解消され、又は弁済される日まで、有限責任組合員において、当該訴訟、手続、債務又は請求のそれぞれに関して前項に規定する組合財産の返還義務を負うものとする。

第22条 組合財産による補償

1. 有限責任組合員が、第三者から、本組合の事業に関して、請求その他何らかの権利の主張を受けた場合、当該有限責任組合員は直ちにその旨について無限責任組合員に通知をするものとする。無限責任組合員は、かかる通知を受けた後、速やかに、当該有限責任組合員がかかる請求ないし権利の主張を直接に受け取ることがないようにするために必要な措置を採るものとし、当該有限責任組合員は無限責任組合員の措置に協力するものとする。
2. (i)組合員若しくは(ii)その取締役、監査役、執行役、従業員、代理人若しくは株主又は(iii)投資委員会の委員若しくは諮問委員会の委員(以下「被補償者」と総称する。)は、本組合の事業又は業務(投資先事業者への助言及び指導並びに投資先事業者の取締役としての職務の遂行を含む。)に関連して、費用を負担し、又は損害若しくは損失等を被った場合(自らの固有財産をもって組合債務を弁済した場合を含む。)、組合財産より補償を受けることができる。但し、被補償者は、その故意又は重過失に基づきかかる費用を負担し、又は損害若しくは損失等を被った場合、かかる補償を受けることができないものとする。

第5章 組合財産の運用及び管理

第23条 組合財産の運用

1. 無限責任組合員は、第5条第1項に規定する本組合の事業の範囲内で、組合財産を本契約添付別紙2に従い運用するものとする。
2. 無限責任組合員は、投資期間中に限り、ポートフォリオ投資を行うことができるものとする。但し、(i)投資先事業者等に対する追加的なポートフォリオ投資又は(ii)投資期間終了前に本組合がポートフォリオ投資に関する基本合意書等(法的拘束力を有するものに限る。)の締結を行っていた場合に行うポートフォリオ投資については、投資期間終了後であってもこれを行うことができるものとする。
3. 第29条第6項その他本契約において許容されている場合を除き、無限責任組合員は、ポートフォリオ投資を実行するに際し、処分収益又はその他投資収益を用いてはならない。

4. 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資を実行する際、当該ポートフォリオ投資に係る投資先事業者等との間で、無限責任組合員が当該ポートフォリオ投資に関して適切と認める内容の投資契約を締結するよう努めるものとする。
5. 前各項に規定するほか、ポートフォリオ投資の時期及び方法、投資証券等の処分の時期及び方法並びに新株予約権の行使その他組合財産の運用、管理及び処分に関する事項は、全て、無限責任組合員の裁量により行われるものとする。
6. ポートフォリオ投資の1件あたりの金額の上限（以下「最大個別投資額」という。）は、[]円とする。但し、無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た場合又は諮問委員会の承認を得た場合、最大個別投資額を変更することができる。
7. 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資を実行した場合、次の各号に規定する事項について、各組合員に対し、遅滞なく、書面による通知を行うものとする。
 - ① 当該ポートフォリオ投資の対象である投資先事業者等の概要
 - ② 当該ポートフォリオ投資に係る投資証券等の種類及び数
 - ③ 当該ポートフォリオ投資の理由及び当該ポートフォリオ投資に係る投資証券等の保管又は管理に関する事項その他適切と認められる事項
 - ④ 当該ポートフォリオ投資がサブスクリプション・ファイナンスを伴うときは、当該サブスクリプション・ファイナンスに係る契約上の条件その他必要な事項
8. 有限責任組合員は、無限責任組合員に対し、投資証券等の選定その他組合財産の運用について意見を述べることができる。なお、無限責任組合員は、本項に基づく有限責任組合員の意見に拘束されるものではない。
9. 無限責任組合員は、本組合が投資証券等を取得することとなった日から10年間を超えて当該投資証券等を保有しないよう最大限努力するものとする。
10. 無限責任組合員は、無限責任組合員の内部組織として投資委員会を設置し、投資委員会において、無限責任組合員が制定する投資委員会規則に従って、組合財産の運用に関する事項を決定するものとする。

第24条 組合財産の管理

1. 無限責任組合員は、本契約に基づき出資された金銭を、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等府令第125条に規定される基準を満たす態様で、無限責任組合員の固有財産その他無限責任組合員の行う他の事業に係る財産と分別して管理するものとする。また、無限責任組合員は、組合財産を、金融商品取引法第42条の4及び金融商品取引業等府令第132条各項に規定される方法により、無限責任組合員の固有財産及び他の運用財産と分別して管理するものとする。
2. 無限責任組合員は、新たに組合財産を取得した場合、速やかに、株主名簿の名義書換その他の対抗要件具備のために必要な手続を行うものとする。
3. 組合財産に属する現金の受領、保管及び支出は、全て組合口座において行うものとする。

4. その他組合財産の管理に関する事項は、適用法令等に従い、無限責任組合員がその裁量により適切と考える方法で行うものとする。

第6章 会計

第25条 会計

1. 本組合の事業年度は、毎年[]月[]日から[]月[]日までの期間とする。但し、初年度は効力発生日から[]年[]月[]日までの期間とする。
2. 無限責任組合員は、組合会計準則に規定されるところに従い会計処理を行うものとする。
3. 無限責任組合員は、本組合の事業に属するあらゆる取引に関する正確な会計帳簿及び記録を作成し、保管するものとする。
4. 無限責任組合員は、本組合が保有する投資証券等の評価を、[時価 / IFRS会計基準で定める公正価値 / 米国において一般に公正妥当と認められる会計基準で定める公正価値 / International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelinesで定める公正価値測定のガイドラインに準拠した方法]を用いて実施するものとする。

第26条 財務諸表等の作成及び組合員に対する送付

1. 無限責任組合員は、事業年度ごとに、組合会計準則に従い、本組合の財務諸表等を作成し、監査人による日本における一般に公正妥当と認められる監査基準に従った監査（貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限る。以下本条において同じ。）を経た後、その事業年度の経過後3ヶ月以内に、各組合員に対し、当該監査に関する意見書又はその写しとともに財務諸表等を送付するものとする。
2. 無限責任組合員は、前項の財務諸表等のほか、毎事業年度の第1四半期、第2四半期及び第3四半期の終了後[]営業日以内に、有限責任組合員が合理的に必要とする情報を含む財務情報を記載した書面（以下「四半期財務情報」という。）を作成し、組合員に送付するものとする。
3. 無限責任組合員は、第15条第1項若しくは第2項に規定する借入れ又は同条第3項に規定する債務の保証若しくは組合財産への担保権の設定を行ったときは、これらに係る契約上の条件その他必要な情報を、第1四半期の開始時から第3四半期の終了時までの期間にあっては四半期財務情報に記載し、第4四半期の開始時から終了時までには財務諸表等の送付と併せて書面により通知しなければならない。但し、第23条第7項第④号に基づく通知を行った場合における当該通知に係る書面に記載された事項は除く。
4. 無限責任組合員は、本条第1項に基づき各組合員に対し財務諸表等を送付する場合、同時に、当該組合員に帰属すべき収益、費用、資産及び負債等に関して有限責任組合員が税務申告上合理的に必要とする情報を、その裁量により適切と認める方法により提供するものとする。
5. 無限責任組合員は、定期的に運用報告書を作成し、本条第1項に規定する財務諸表等とともに、特定投資家に該当しない有限責任組合員に対して送付するものとする。
6. 無限責任組合員は、財務諸表等を、本契約書、運用報告書の写し及びその監査に関する意見書とともに、作成の日から5年間、本組合の主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 組合財産の持分と分配

第27条 組合財産の帰属

1. 組合財産は、総組合員の共有とする。
2. 組合員は、本組合の清算手続が終了するまで、組合財産の分割を請求することができない。

第28条 損益の帰属割合

1. 各事業年度末において、本組合の事業に関する損益については、(i)各ポートフォリオ投資の処分からの損益、各ポートフォリオ投資に係る組合費用その他各ポートフォリオ投資に帰せられる損益は当該各ポートフォリオ投資に参加した各組合員の当該各ポートフォリオ投資に係る対象持分割合に応じて各組合員に帰属し、(ii)いずれのポートフォリオ投資にも帰せられない損益は各組合員の出資約束金額（但し、第33条第2項第③号の管理報酬については出資履行金額）の割合に応じて各組合員に帰属するものとする。但し、これによりいずれかの有限責任組合員の持分金額が零を下回ることとなる場合（かかる本項但書きを適用せずに計算した持分金額を「仮持分金額」という。）には、当該有限責任組合員の持分金額は零とし、当該零を下回る部分に相当する損失は全て無限責任組合員に帰属するものとする。
2. 前項但書きに従い損失が無限責任組合員に帰属した場合、有限責任組合員の仮持分金額が零以上にならない範囲で、前項本文の規定に従った場合に当該有限責任組合員に帰属すべき本組合の損益は全て無限責任組合員に帰属し、当該範囲を超える本組合の利益がある場合、当該利益は当該有限責任組合員に帰属する。
3. 前二項の規定にかかわらず、[無限責任組合員/特別有限責任組合員]へのキャリード・インタレストの分配が行われる場合[（第29条第2項柱書きの但書きの規定に従い無限責任組合員の裁量により分配を留保した場合を含む。）]は、当該分配の額に相当する利益が無限責任組合員に帰属し、当該分配の額を除く利益が前二項に従い各組合員に帰属するものとする。

第29条 組合財産の分配

1. 組合員等は、本契約に定めがある場合を除き、事由の如何を問わず、本組合の解散の前に組合財産の分配を請求することができない。
2. 無限責任組合員は、次条第1項に規定する制限に抵触しない範囲において、次の各号に規定するところに従い、無限責任組合員がその裁量により決定する時において分配額を確定し、組合員等に対しそれぞれ金銭による組合財産の分配を行うものとする。[但し、無限責任組合員は、その裁量で、組合費用、管理報酬、組合債務及び公租公課の支払い等のために必要な場合、本条に基づく分配を留保することができる。]
 - ① 無限責任組合員は、処分収益を受領したときは、その受領後[]ヶ月以内の無限責任組合員がその裁量により指定する日において、当該処分収益に係るポートフォリオ投資に係る対象組合員等に対し、当該処分収益から、処分等に要した諸費用及び公租公課並びに当該処分等の時において支払期限が到来していた当該ポートフォリオ投資に係る組合費用の合計額を控除した上、当該各対象組合員等の対象持分割合（脱退組合員については当該脱退組合員の脱退当時を基準とする。）に応じて

按分した割合により分配するものとする。

- ② 無限責任組合員は、その他投資収益を受領したときは、これを受領した日の属する事業年度の末日から[]ヶ月以内の無限責任組合員がその裁量により指定する日において、当該ポートフォリオ投資に係る対象組合員等に対し、当該その他投資収益から、当該受領に要した諸費用及び公租公課並びに当該受領の時ににおいて支払期限が到来している当該ポートフォリオ投資に係る組合費用の合計額を控除した上、当該各対象組合員等の対象持分割合（脱退組合員については当該脱退組合員の脱退当時を基準とする。）に応じて按分した割合により分配するものとする。
 - ③ 無限責任組合員は、特別収益を受領したときは、受領の都度これを分配することを要しないものとし、無限責任組合員がその裁量により指定する日において、特別収益のうち無限責任組合員がその裁量により適切と考える額に相当する金銭を、組合員についてはその持分金額、脱退組合員については当該脱退組合員の脱退当時の持分金額の各金額に応じ按分した上、分配することができるものとする。
3. 前項に規定する金銭による組合財産の分配のほか、無限責任組合員は、あるポートフォリオ投資に係る投資証券等（投資証券等に係る処分等、現物配当又は株式分割等により本組合が取得したもののうち金銭以外のものを含む。）を現物で分配することが当該ポートフォリオ投資に関し出資をした組合員の利益に適合すると合理的に判断する場合（当該判断がなされた日を「現物分配基準日」という。）、当該ポートフォリオ投資に係る対象組合員等に対し、現物分配基準日後速やかに、当該投資証券等の分配時評価額の総額から、分配に要する諸費用及び公租公課の合計額を控除した上、次項に従い、次条第1項に規定する制限に抵触しない範囲において、対象持分割合（脱退組合員については当該脱退組合員の脱退当時を基準とする。）に応じ按分をした割合により、それぞれ現物により分配することができるものとする。無限責任組合員は、分配に要する諸費用及び公租公課の支払いに充てるため、分配される投資証券等の一部を売却することができるものとし、かかる場合、当該売却に係る投資証券等を控除した後の当該投資証券等を対象組合員等に対し分配するものとする。当該投資証券等が市場性のある有価証券ではない場合、無限責任組合員は、当該ポートフォリオ投資に関し出資をした有限責任組合員に対し、(i)現物分配を行う旨及びその理由、(ii)現物分配する投資証券等の明細、(iii)その現物分配基準日における分配時評価額の案並びに(iv)その他その適否を判断する上で必要な事項を記載した書面を送付した上、かかる有限責任組合員の対象持分割合の合計の[]分の[]以上に相当する持分を有する有限責任組合員の同意を取得しなければならないものとする。
4. あるポートフォリオ投資に係る処分収益若しくはその他投資収益又は前項に規定する投資証券等の分配は、当該ポートフォリオ投資に係る各対象組合員等について、次の各号に規定する順位及び方法に従い行うものとする。
- ① 第一に、当該分配において前二項に基づき当該対象組合員等に行う分配額（現物分配の場合にはその分配時評価額を含む。）（以下「分配可能額」という。）と分配累計額の合計額が当該対象組合員等の出資履行金額の合計額と同額となるまで、当該対象組合員等に分配可能額の100%を分配する。
 - ② 第二に、分配累計額及び分配可能額の合計額から当該対象組合員等の出資履行金額の合計額を控除した額が、当該対象組合員等の出資履行金額の合計額に[α]%を乗じた金額と同額になるまで、当該対象組合員等に分配可能額の100%を分配する。
 - ③ 第三に、当該分配までに本項に基づき当該対象組合員等に関し[無限責任組合員 / 特別有限責任組合員]に分配されたキャリード・インタレストの総額及び当該分配において当該対象組合員等に関し同項に基づき[無限責任組合員 / 特別有限責任組合員]に対して分配されるキャリード・インタレストの額の合計額（以下「キャリード・インタレスト累計額」という。）が、次に規定する金額の合計額の[β]%相当額と同額となるまで、[無限責任組合員 / 特別有限責任組合員]にキャリード・インタレストとして分配可能額の[γ]%を分配し、当該対象組合員等に分配可能額の[(100-[γ])]%を分

配する。

(i) 分配累計額及び当該分配において本項第①号から本号までに基づき当該対象組合員等に対して行われる分配額の合計額から当該対象組合員等の出資履行金額の合計額を控除した額

(ii) キャリード・インタレスト累計額

④ 第四に、**【無限責任組合員 / 特別有限責任組合員】**にキャリード・インタレストとして分配可能額の**【β】**%を分配し、当該対象組合員等に分配可能額の**【(100-β)】**%を分配する。

5. 無限責任組合員は、本条第3項に基づき現物による組合財産の分配を行う場合、現物分配基準日の少なくとも**【 】**営業日前までに、当該現物分配の対象である組合員に対し、(i) 分配の対象となる投資証券等を現物で受け取る方法又は(ii)当該投資証券等の全部若しくは一部の処分を無限責任組合員に依頼し、当該処分に係る処分代金を受け取る方法のいずれかを選択するよう申し出るものとする。無限責任組合員は、かかる申出から**【 】**営業日以内に(ii)の方法による処分代金の受領を希望する旨の連絡があった組合員については、無限責任組合員がその裁量により判断する時期及び価格（但し、当該連絡のあった日から現物分配を行う日までの任意の日における最終価格又はこれに準ずる価格を原則とする。）によって当該投資証券等を処分の上、現物分配を行う日にその処分代金を交付するものとし、その他の場合については、当該投資証券等の現物を交付するものとする。本項に基づく無限責任組合員による投資証券等の処分に關して発生した費用は、処分を希望した組合員が負担する。
6. 本条第2項第①号の規定にかかわらず、無限責任組合員は、(i)投資期間内において、投資証券等を取得してから**【 】**ヶ月以内に当該投資証券等を処分等することにより金銭を受領した場合又は(ii)ブリッジ・ファイナンスを行い、ブリッジ・ファイナンスの期間内に当該ブリッジ・ファイナンスの処分等により金銭を受領した場合は、その裁量により、当該処分等により受領した金銭から、当該処分等に要した諸費用及び公租公課の額を控除した残額を、当該投資証券等の取得又はブリッジ・ファイナンスの実行に關して出資された額を限度として、再投資のために用いることができるものとする。
7. 本条に従って組合員に対し組合財産の分配を行う場合、無限責任組合員は、当該分配の対象となる各組合員に対し、遅滞なく、(i)処分収益の分配又は投資証券等の現物による分配の場合には、その分配に係る金銭又は投資証券等の明細（投資証券等を現物で分配する場合、当該投資証券等の分配時評価額を含む。）、当該分配に係る投資先事業者等の事業の状況、当該分配の理由その他適切と考える事項について、(ii)その他投資収益又は特別収益の分配の場合には、当該収益の明細、当該分配の理由その他適切と考える事項について、書面による通知を行うものとする。
8. 無限責任組合員は、本条に規定する組合財産の分配に際し、その裁量により、相当と認める端数調整を行うことができる。
9. 本条に基づき分配された組合財産は、受渡時から各組合員の固有財産になるものとする。
10. 無限責任組合員は、受渡時の後に生じた当該分配に係る財産の価額の変動に關し、その理由の如何を問わず如何なる責任も負わないものとする。

第30条 分配制限

1. 前条の規定にかかわらず、無限責任組合員は、純資産額から未実現利益を除いた額を超えて組合財産の分配を行うことができない。
2. 有限責任組合員は、前項の規定に違反して純資産額から未実現利益を除いた額を超えて分配を受けた場

合、その超過して分配を受けた額の範囲内において、かつ、当該分配を受けた日から5年を経過する前に限り、組合債務を弁済する責に任ずる。

3. 本条第1項に違反して組合員に対し分配された現金又は現物の相当額の範囲内において、無限責任組合員は、本組合に対し、[自ら分配を受けた組合財産並びに]第33条及び第44条第2項に規定する報酬を返還し[、特別有限責任組合員をして分配を受けた組合財産を返還させ]なければならない。

第31条 公租公課

1. 本組合の事業に関し各組合員に課される公租公課については、各組合員が負担するものとし、組合財産からは支払われないものとする。但し、組合財産の処分等に関して課される公租公課については、各組合員がその持分金額の割合又は関連する対象持分割合に応じて負担するものである限り、無限責任組合員は、これを組合財産から支払うことができるものとする。
2. 各組合員が、本組合の事業に関し当該組合員に課される公租公課に関して、管轄行政機関から書類、資料又は証明書等の提出を求められた場合、無限責任組合員は、適宜、当該組合員が必要とする様式でこれを作成し、当該組合員に送付するものとする。但し、無限責任組合員は、その作成及び送付に要する費用を、その裁量により適切と認める方法で、当該組合員に負担させることができるものとする。
3. (i)組合員等が正当な事由なく本組合の事業に関し各自が負担すべき公租公課を滞納した場合又は(ii)無限責任組合員若しくは本組合が適用法令等に基づき組合員等に関連して源泉徴収を行い、若しくは組合員等に代わり若しくは組合員等に関連して公租公課の納付（更正通知、決定通知、納税告知その他日本の税務当局によりなされた課税査定により必要とされる納税を含む。）を行うことが必要とされるものと無限責任組合員が合理的に判断する場合、無限責任組合員は、その裁量により、第29条に基づく分配を行うに際し、当該組合員等に分配すべき組合財産の中から当該滞納額又は納付額に相当する現金又は現物を控除し、現物についてはその裁量により適切と認める方法によりこれを売却した上、当該公租公課を支払うことができるものとする。また、無限責任組合員は、かかる源泉徴収又は公租公課の納付を行った上で、かかる方法により現金又は現物を収受することもできる。組合員等は、かかる支払いに必要な金額又は支払った金額につき、無限責任組合員から請求があれば、無限責任組合員において既にかかる支払いを行った後であればかかる支払いの日から組合員等による現実の支払いがなされた日までの期間につき年[]%（年365日の日割り計算とする。）の利息を付して、無限責任組合員に対し直ちにこれを支払うものとする。なお、かかる支払いは本組合への出資とはみなされない。また、無限責任組合員は、本項の判断（売却の決定及び方法を含む。）により生じた結果につき、如何なる責任も負わないものとする。
4. 外国有限責任組合員は、自らが組合員でなければ日本の租税法上の恒久的施設を有することにはならず、かつ、当該外国有限責任組合員が本契約に基づき恒久的施設を通じて事業を行っていないとすれば所得税法第161条第1項第1号に規定される国内源泉所得又は法人税法第138条第1項第1号に規定される国内源泉所得を有しないこととなることが真実かつ正確であることを表明し、保証する。かかる表明及び保証の内容が真実若しくは正確でないことが判明した場合又は外国有限責任組合員が租税特別措置法第41条の21第1項に規定される要件のいずれかを充足しなくなったとき若しくはそのおそれが生じた場合、当該外国有限責任組合員は直ちにかかる事実を無限責任組合員に書面にて通知するものとする。無限責任組合員は、組合財産の分配にあたり行う源泉徴収につき、本項に規定する外国有限責任組合員の表明及び保証に依拠した上で日本法及び適用ある租税条約の定めに従った源泉徴収を行う限り、かかる源泉徴収の結果について、本組合及び組合員等に対して責任を負わないものとする。
5. 外国有限責任組合員は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の適用を受けるために必要な書面（これらの適用を受けるための管轄税務署長に対する申告書及びその変更申告書を含むがこれらに限られない。）を、全て適時に（但し、無限責任組合員が期限を指定した場合は当該期

限までに)作成して無限責任組合員に提出し、その他合理的に必要な協力(本人確認への対応を含むがこれに限られない。)を行う。

6. 有限責任組合員は、無限責任組合員がFATCA/CRSを遵守するために有限責任組合員に提出を求める書類を、全て適時に(但し、無限責任組合員が期限を指定した場合は当該期限までに)作成して無限責任組合員に提出し、その他無限責任組合員が合理的に必要な手続(有限責任組合員への本人確認の実施及び個人情報の日本国又は外国の税務当局への報告を含むが、これらに限られない。)を行うことに協力し、これに異議を述べない。
7. 有限責任組合員は、前項に従い無限責任組合員に対して提出した書類の記載内容が真実かつ正確であることを表明し、保証する。かかる表明及び保証の内容が真実でないこと又は正確でないことが判明した場合、当該有限責任組合員は、直ちに、その事実について、無限責任組合員に対し、書面による通知を行うものとする。
8. 本組合に対する出資、組合財産の分配及び本組合の事業収益に関する組合員等における税務上の取扱いについては、無限責任組合員は責任を負わず、組合員が各自の責任において確認を行うものとする。

第8章 費用及び報酬

第32条 組合費用

1. 本組合の事業に関連して発生した次の各号に規定する費用(以下「組合費用」という。)は、いずれも組合財産から支払われるものとする。
 - ① 本組合の組成に関する費用(本契約書の作成費用及び登記費用並びに弁護士、公認会計士、税理士、鑑定人、アドバイザーその他の専門家に対する報酬を含む。但し、総組合員の出資約束金額の合計額の[]%に相当する額を上限とする。)
 - ② 組合財産の取得、投資先事業者等における合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業提携その他の組織再編行為及び組合財産の処分等に要する費用(事業調査に係る弁護士、公認会計士、税理士、鑑定人、アドバイザーその他の専門家に対する報酬を含む。)
 - ③ 第15条に規定する借入れ並びに債務の保証及び担保権の設定に関する費用(これらに係る利息として支出される費用を含む。)
 - ④ 組合財産に関する権利行使に係る費用(サービサーその他の第三者に対する委託費用を含む。)
 - ⑤ 組合員集会及び諮問委員会の招集及び開催に係る費用
 - ⑥ 次の(i)から(iii)までに規定する費用
 - (i) 第25条第3項に規定する会計帳簿及び記録の作成に要する費用
 - (ii) 財務諸表等の作成及び送付に要する費用
 - (iii) 四半期財務情報の作成及び送付に要する費用
 - ⑦ 第26条第1項に規定する監査人の監査及び意見書作成並びに意見聴取に係る費用
 - ⑧ 株主名簿の名義書換その他の組合財産についての対抗要件具備のための費用その他組合財産の管理

に係る費用

- ⑨ 本組合の事業に合理的に必要な、弁護士、公認会計士、税理士、鑑定人、アドバイザーその他の専門家の費用
 - ⑩ 投資先事業者の指導及び育成に要する費用
 - ⑪ 適用法令等を遵守するための費用又は本組合の事業に係る法的手続に要する費用（訴訟その他の裁判手続及び行政機関による検査又は調査に要する費用を含む。）
 - ⑫ 本組合の事業に関する保険の保険料（無限責任組合員の取締役又は従業員が投資先事業者である会社の取締役その他の役員に就任した場合における当該取締役又は従業員の役員賠償責任保険の保険料を含む。）
 - ⑬ 本組合の事業に関して発生する公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）として支出することを要する費用
 - ⑭ 本組合の解散及び清算に要する費用
 - ⑮ **【本組合に関し、又は本組合の業務執行に際し、合理的に発生したその他の費用】**
2. **【本組合の業務執行に要する費用のうち、組合費用以外のものについては、無限責任組合員において負担するものとする。】**
3. 無限責任組合員は、本組合の業務に関し、本組合の負担すべき費用等を支出した場合、その支出を行った金額について組合財産から支払いを受けることができる。

第33条 無限責任組合員に対する報酬

- 1. 無限責任組合員は、本組合の業務執行に対する報酬として、次項に規定する管理報酬を、組合財産から受領するものとする。
- 2. 無限責任組合員は、各事業年度の管理報酬として、次の各号に規定する額（年額）を、当該事業年度の期初から【 】営業日以内に、毎年前払いで、現金にて受領するものとする。
 - ① 最初の事業年度については、総組合員の出資約束金額の合計額の【 】%に相当する額（年365日の日割り計算とする。）
 - ② 第二事業年度以降投資期間の終了日が属する事業年度までについては、各事業年度につき、総組合員の出資約束金額の合計額の【 】%に相当する額
 - ③ 投資期間の終了日が属する事業年度の翌事業年度以降については、各事業年度につき、当該事業年度の直前の事業年度の末日における【投資残高 / 純資産額】の【 】%に相当する額
- 3. 無限責任組合員は、ポートフォリオ投資又は無限責任組合員による経営若しくは技術の指導若しくは助言その他の経営支援に関連して、投資先事業者等から手数料又は報酬その他の対価（以下「控除対象手数料等」という。）を受領することができる。無限責任組合員又は特定関係者が控除対象手数料等を受領したときは、当該控除対象手数料等の【 】%に相当する額（以下「管理報酬控除額」という。）を、直後の管理報酬の支払日に支払われるべき管理報酬から減額するものとし、当該投資先事業者等へのポートフォリオ投資に出資した各組合員は、管理報酬控除額のうち、当該ポートフォリオ投資に係る対象

持分割合に応じて按分した金額につき、当該支払日に支払われるべき管理報酬の負担を免れるものとする。なお、当該管理報酬の支払日において支払われるべき管理報酬の総額が管理報酬控除額を下回る場合には、管理報酬控除額の全額が控除されるまで、次回以降の各支払日において支払われるべき管理報酬より順次控除するものとする。

4. 本組合の清算手続における分配を行う日の時点において、当該時点までに無限責任組合員の受領した管理報酬の累計額が当該日までの管理報酬控除額の累計額を超過していた場合、無限責任組合員は、その超過した分に相当する金銭を組合口座に振込送金して払い込むものとする。この金銭は、前項の規定に準じ按分されて各組合員に対して直接に支払われたのと同様に取り扱われる。当該金銭の払込みは、無限責任組合員による新たな出資とはみなされず、また、いずれの組合員の出資履行金額及び出資未履行金額にも変動をもたらさないものとする。

第9章 組合員の地位の変動

第34条 持分処分の禁止

1. 組合員は、組合財産に対する持分について、裁判上及び裁判外の事由の如何を問わず、譲渡、質入れ、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。但し、次条の規定に従って組合員たる地位を譲渡する場合はこの限りでない。
2. 前項に違反して組合員がなした組合財産に対する持分の処分は無効とし、本組合はかかる処分に関し譲受人その他の第三者に対して如何なる義務も負わない。

第35条 組合員たる地位の譲渡等

1. 有限責任組合員は、無限責任組合員の書面による承諾がある場合を除き、その組合員たる地位について、裁判上及び裁判外の事由の如何を問わず、譲渡、質入れ、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。
2. 無限責任組合員は、合理的な理由なく有限責任組合員による組合員たる地位の譲渡の承諾を拒絶し得ないものとする。なお、当該譲渡により有限責任組合員が500名以上となること又はサブスクリプション・ファイナンスの貸付人の承諾が得られなかったことを理由に無限責任組合員がかかる組合員たる地位の譲渡の承諾を拒絶する場合、かかる合理的な理由があるものとみなす。
3. 組合員たる地位を譲渡しようとする有限責任組合員は、譲り受けようとする者をして、無限責任組合員が指定する日までに、本契約に拘束されることに同意する旨の書面を無限責任組合員に対して提出させるものとする。
4. 前各項の規定にかかわらず、次の各号に規定する行為は禁止される。
 - ① 有限責任組合員が、その取得又は買付けに係る組合員たる地位を不適格投資家に対して譲渡すること
 - ② 有限責任組合員が、その取得又は買付けに係る組合員たる地位を譲渡することにより、金融商品取引業等府令第234条の2第1項各号又は第2項各号に規定される要件のいずれかに該当することとなる場合において、当該譲渡を行うこと
 - ③ 適格機関投資家である有限責任組合員が取得した組合員たる地位について、当該有限責任組合員及

びその後当該組合員たる地位を承継した有限責任組合員が、当該組合員たる地位を適格機関投資家以外の者に対して譲渡すること

- ④ 適格機関投資家以外の者である有限責任組合員が取得した組合員たる地位について、当該有限責任組合員及びその後当該組合員たる地位を買付けた有限責任組合員が、当該組合員たる地位を一括して他の適格機関投資家又は特例業務対象投資家に譲渡する場合以外に譲渡すること
5. 有限責任組合員は、その組合員たる地位を譲渡する場合、当該組合員たる地位を譲り受けようとする者に対し、次の各号に規定する事項について告知し、かつ、予め又は同時に、当該事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。
 - ① 当該組合員たる地位の買付けの申込みの勧誘が、金融商品取引法第2条第4項第3号に該当せず、金融商品取引法第23条の13第4項に定義される少人数向け勧誘に該当することにより、当該買付けの申込みの勧誘に関し、金融商品取引法第4条第1項に規定される届出が行われていないこと
 - ② 当該組合員たる地位が、特定有価証券開示府令第1条第5号の2に規定される内国有価証券投資事業権利等に該当する特定有価証券であり、当該組合員たる地位が金融商品取引法第2条第2項第5号に規定される権利に該当すること
6. 無限責任組合員は、他の組合員の全員の書面による同意がある場合を除きその組合員たる地位を譲渡することができない。
7. 出資一口に相当する組合員たる地位は不可分とし、本条に規定する組合員たる地位の譲渡は、出資一口を単位としてのみ行うことができる。
8. 前各項の規定に違反して組合員がなした組合員たる地位の処分は無効とし、本組合はかかる処分に関し譲受人その他第三者に対して如何なる義務も負わない。
9. 組合員が合併又は会社分割を行う場合、当該組合員の組合員たる地位は包括承継されるものとする。

第36条 募集期間及び組合員の加入

1. 本組合の募集期間は、効力発生日から[]年間の期間とする。
2. 無限責任組合員は、募集期間中に限り、総組合員を代理して、既存組合員以外の者を本組合に加入させること及び既存組合員による出資約束金額の増額を承認することができるものとする。無限責任組合員は、かかる加入及び出資約束金額の増額に際しては、これらを行う者との間で、総組合員を代理して、その裁量により適切と考える内容及び様式（新規加入組合員については当該新規加入組合員が本契約に拘束されることに同意する条項を含むものでなければならない。）による加入契約又は出資約束金額の増額のための本契約の変更契約を締結する。
3. 総組合員の出資約束金額の合計額は[]円以下でなければならない。但し、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た場合はこの限りでない。
4. 前条から次条までの規定による場合を除き、如何なる者も新たに組合員となることはできない。

第37条 組合員の脱退

1. 組合員は、やむを得ない理由のある場合に限り、本組合を脱退することができる。本項に基づき脱退する組合員は、有限責任組合員である場合は無限責任組合員に対し、無限責任組合員である場合は有限責任組合員の全員に対し、脱退の[]営業日以上前に、その理由について、書面による通知を行うものとする。
2. 前項に規定する場合のほか、組合員は、次のいずれかの事由により本組合を脱退する。
 - ① 解散（但し、合併による解散を除く。）
 - ② 死亡（但し、次条第1項に基づく組合員の地位の承継がある場合を除く。）
 - ③ 破産手続開始の決定を受けたこと
 - ④ 後見開始の審判を受けたこと
 - ⑤ 第39条による除名
 - ⑥ 第40条による除名
3. 無限責任組合員が本条に基づき脱退した場合、その事由が生じた日から2週間以内であって本組合の解散の登記がなされる日までに、有限責任組合員は、[その全員一致 / 総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意]により、後任の無限責任組合員を選任することができる。
4. 本条に基づき脱退した無限責任組合員は、後任の無限責任組合員が前項に従い選任されるまで又は第43条第1項第④号により本組合が解散するまでのいずれか早い時まで、引き続き無限責任組合員としての権利を有し、義務を負う。
5. [無限責任組合員が本条第3項の規定に基づき脱退して後任が選任された場合、脱退した無限責任組合員は、当該脱退の時点において実行済みのポートフォリオ投資に係るキャリード・インタレストの分配がなされるときに、その[]%に相当する額を取得する権利を有するものとし、後任の無限責任組合員はその残額を取得するものとする。また、当該場合 / 無限責任組合員が本条第3項の規定に基づき脱退して後任が選任された場合]において、脱退した無限責任組合員は、当該脱退の時点において既に受領していた管理報酬のうち自らの在任日数に係る部分を除いた金額（年365日の日割り計算とする。）を本組合に返還するものとし、後任の無限責任組合員は組合財産から当該金額を管理報酬として受領するものとする。また、脱退した無限責任組合員については、脱退日を本組合の清算手続における分配を行う日とみなして第33条第4項を準用する。
6. 本条第3項の規定に基づき、脱退した無限責任組合員の後任として無限責任組合員に選任された組合員は、当該選任以前に生じた本組合の無限責任組合員に関する責任を負担しないものとし、脱退した無限責任組合員がかかる責任を負担するものとする。但し、当該選任以前に生じた本組合の無限責任組合員に関する責任のうち、前項に規定するキャリード・インタレスト及び管理報酬に関連して生じた責任については、脱退した無限責任組合員とその後任として無限責任組合員に選任された組合員は、前項に規定されるキャリード・インタレスト及び管理報酬の分配の割合に準じてそれぞれを按分し、負担するものとする。
7. 無限責任組合員は、有限責任組合員が脱退したことを知らずに行った業務執行について、重過失が存しない限り、その責を免れるものとする。

第38条 組合員の死亡

1. 自然人である組合員が死亡し、その相続人が、無限責任組合員に対し、死亡後[3]ヶ月以内に無限責任組合員が別途要請する資料とともに被相続人の組合員たる地位を承継する旨について書面による通知を行った場合、当該相続人は当該組合員の地位を承継したものとみなされる。但し、当該相続人が反社会的勢力に該当すると無限責任組合員が合理的に判断した場合又は当該相続人を組合員として認めることにより無限責任組合員が金融商品取引法第63条第1項に規定される要件を充足しないこととなる場合、当該相続人は当該組合員の地位を承継しなかったものとみなされる。
2. 前項本文の場合において相続人が複数ある場合、相続人は、被相続人の死亡後[3]ヶ月以内に、その一人を当該相続人の代理人として定め、無限責任組合員に対し、その旨について書面による通知をしなければならない。

第39条 有限責任組合員の除名

1. 有限責任組合員が次の各号のいずれかに該当する場合、無限責任組合員は、総有限責任組合員の出資口数の合計から当該場合に該当する有限責任組合員の出資口数を除した数の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得て、当該有限責任組合員を除名することができる。この場合、無限責任組合員は、除名の対象となった有限責任組合員に対し、当該有限責任組合員が除名されたことについて速やかに書面による通知を行うものとする。
 - ① 本契約に基づく支払義務の履行を[]営業日以上怠った場合
 - ② 正当な事由なく、本組合に対しその業務を妨害する等重大な背信行為を行った場合
 - ③ 不適格投資家又は第53条第1項若しくは第2項に規定する表明及び保証若しくは誓約に違反する者であると無限責任組合員が合理的に判断した場合
 - ④ その他本契約上の表明及び保証又は重大な義務に違反した場合
2. 前項の規定は、除名により本組合を脱退した有限責任組合員に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第40条 無限責任組合員の除名

1. 無限責任組合員が次の各号のいずれかに該当する場合、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員は、当該無限責任組合員を除名することができる。この場合、かかる有限責任組合員は、除名の対象となった無限責任組合員に対し、当該無限責任組合員が除名されたことについて速やかに書面による通知を行うものとする。
 - ① 本契約に基づく支払義務の履行を[]営業日以上怠った場合
 - ② 本組合の業務を執行し、又は本組合を代表するに際し、重大な違法行為を行った場合
 - ③ その他本契約上の表明及び保証又は重大な義務に違反した場合
2. 前項の規定は、除名により本組合を脱退した無限責任組合員に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第41条 脱退組合員の持分及び責任

脱退組合員は、当該脱退組合員が当該脱退の時点において有していた持分金額に相当する金額の払戻しを受けるものとする。無限責任組合員は、かかる持分金額に相当する金額の払戻しを、第29条に従い他の組合員に対し組合財産の分配を行う場合に、その都度、同条に従い当該脱退組合員に対しても現金又は投資証券等の現物をその累計額が脱退の時点における当該脱退組合員の持分金額に達するまで分配し、これを持分金額の払戻しに充てる方法により行うものとする。

第42条 組合員の地位の変動の通知

有限責任組合員は、自己に関し本章に規定する組合員の地位の変動があった場合、無限責任組合員に対して、速やかに、当該変動について書面による通知を行うものとする。

第10章 解散及び清算

第43条 解散

1. 本組合は、次の各号に規定するいずれかの事由に該当する場合、解散するものとする。
 - ① 本契約期間の終了
 - ② 無限責任組合員が、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得た上、本組合が第5条第1項に規定する本組合の事業の目的を達成し、又は達成することが不能に至ったと決定したこと
 - ③ 有限責任組合員の全員の脱退
 - ④ 無限責任組合員が脱退した日から2週間以内であって本組合の解散の登記がなされる日までに、[有限責任組合員の全員一致 / 総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意]により、後任の無限責任組合員が選任されないこと
 - ⑤ 有限責任組合員の全員一致により本組合の解散が決定されたこと
 - ⑥ 全ての有限責任組合員が適格機関投資家でなくなることその他の事由により、本組合を適法に運営することが困難であると無限責任組合員が合理的に判断した場合
2. 組合員が本組合の解散前に本組合に対し負担していた債務は、本組合の解散によってその効力に影響を受けないものとする。
3. 本組合が解散した場合、清算人は、投有責法第21条に従い、解散の登記をするものとする。

第44条 清算人の選任

1. 前条第1項第④号に規定する無限責任組合員の脱退以外の事由により本組合が解散した場合、無限責任組

合員が清算人となる。無限責任組合員の脱退により本組合が解散した場合、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の合意をもって清算人を選任する。

2. 清算人は、その役務の提供に対し、組合財産から、適正な報酬を得ることができる。
3. 清算人が選任された場合、清算人は、投有責法第22条に従い、清算人の氏名又は名称及び住所を登記するものとする。

第45条 清算人の権限

清算人は、次の各号に規定することに関し、職務を執行し、本組合を代表する裁判上及び裁判外の一切の権限を有する。

- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 組合員への本組合の残余財産の分配
- ④ その他前各号に規定することを行うために必要な一切の行為

第46条 清算手続

1. 清算人は、就任後遅滞なく組合財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分 of 具体案を定め、これらの書類を各組合員に送付するものとする。当該組合財産の現況調査及び評価額の算定に関し、清算人は、弁護士、公認会計士、税理士、鑑定人、アドバイザーその他の専門家を組合費用で選任することができる。
2. 清算人は、その就任後速やかに、組合財産から一切の組合債務及び清算手続に要する費用等を弁済した残余財産を、第29条第2項及び第3項に規定する組合員等への組合財産の分配割合に準じて、組合員等に対し分配するものとする。但し、債務の存在又はその額につき争いがある場合、清算人は、その弁済に必要と認める財産を留保した上で、その余の残余財産を分配することができる。その他清算に関する事項は、全て、清算人がその裁量により適切と考える方法で行うものとする。
3. 清算人は、本組合の清算を終了したときは、投有責法第23条に従い、清算終了の登記をするものとする。
4. 第4条第4項及び第5項、第14条、第16条、第19条第2項、第4項、第5項、第7項から第9項まで及び第11項から第13項まで、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第35条、第48条、第49条、第50条並びに第53条第1項から第3項までの各規定は清算人に準用する。

第47条 清算方法

1. 本組合が解散し、本組合の残余財産中に投資証券等が残存する場合、清算人は、その裁量により、当該投資証券等が市場性のある有価証券であるか否かを問わず、次の各号に規定する方法のいずれかにより

その分配をすることができるものとする。

① 当該投資証券等の現物により分配する方法

② 当該投資証券等を売却し、その売却手取金から当該売却に要した費用及び公租公課を控除した残額を分配する方法

2. 前項の規定による分配には、第29条第5項及び第8項から第10項までの規定を準用する。

3. 本組合の清算手続における分配を行う日の時点において、各組合員等に関し、当該組合員等が出資を行ったポートフォリオ投資において[無限責任組合員 / 特別有限責任組合員]がキャリード・インタレストを受領していた場合で、かつ、(i)第29条又は本条に基づき当該時点までに当該組合員等に対して行われた組合財産の分配の額（現物分配の場合にはその分配時評価額を含む。以下本条において同じ。）の累計額（以下「清算時対象分配累計額」という。）が、当該組合員等によりなされた出資履行金額の総額及び同金額の[α]%に相当する金額の合計額（以下「清算時優先分配金額」という。）を下回るか、又は(ii)当該組合員等に関し[無限責任組合員 / 特別有限責任組合員]が当該時点までに受領したキャリード・インタレストの合計額（以下「清算時キャリード・インタレスト累計額」という。）が、当該組合員等に係る清算時対象分配累計額から当該組合員等の出資履行金額を控除した金額及び当該組合員等に関する清算時キャリード・インタレスト累計額の合計額の[β]%を超える場合、[無限責任組合員 / 特別有限責任組合員]は、(x)以下の各号に規定する金額のうちいずれか大きい金額又は(y)清算時キャリード・インタレスト累計額から当該金額に関して無限責任組合員に対して課せられる税金の額（当該者に適用される税率（複数の税率が適用される場合には、限界税率とする。）に基づいて計算する。）を控除した金額のうち、いずれか小さい金額に相当する額を、本組合に速やかに返還するものとする。かかる返還金（以下「クローバック金額」という。）は、本組合への支払いをもって、当該組合員等の持分金額に帰属する。

① クローバック金額が当該組合員等に支払われるとしたら、当該組合員等に係る清算時対象分配累計額（クローバック金額の支払いによる増額後の金額とする。以下本条において同じ。）が、清算時優先分配金額に相当することとなる金額

② クローバック金額が当該組合員等に支払われるとしたら、当該組合員等に係る清算時キャリード・インタレスト累計額（クローバック金額の支払いによる減額後の金額とする。以下本条において同じ。）が、当該組合員等に係る清算時対象分配累計額から当該組合員等の出資履行金額を控除した金額及び清算時キャリード・インタレスト累計額の合計額の[β]%に相当することとなる金額

第11章 雑則

第48条 許認可等

1. 本組合による投資先事業者等の投資証券等の取得又は処分等に関し、適用法令等に基づき、有限責任組合員のいずれかについて許可、認可、承認、届出、報告その他の手続が必要とされる場合、有限責任組合員は、自ら又は無限責任組合員の指示に従い、かかる手続を行い、かかる手続の完了後速やかにその旨を無限責任組合員に報告するものとする。この場合、無限責任組合員は、当該有限責任組合員のために当該有限責任組合員の費用でかかる手続をなす権限を有するものとし、当該有限責任組合員は、無限責任組合員がかかる手続を行うとき、無限責任組合員に協力するものとする。
2. 無限責任組合員は、前項の手続が投資証券等の取得又は処分等の前に必要である旨了知した場合には、当該手続が完了するまで投資証券等を取得又は処分等してはならないものとする。

3. 組合員は、適用法令等を遵守するものとし、無限責任組合員は、有限責任組合員のために必要な手続を、当該有限責任組合員の費用で、合理的に可能な範囲内で履行する権限を有するものとする。

第49条 通知及び銀行口座

1. 本契約に基づく全ての通知又は請求は、手渡しにより交付するか、又は郵便料金前払の郵便（海外の場合は航空便）若しくは電子メール（但し、電子メールにより通知又は請求を行う場合は直ちに受信の確認をすることを条件とする。）により、本契約添付別紙1記載の各組合員の住所若しくはメールアドレス（又は組合員が随時変更し、その旨を本項に規定する方法に従い無限責任組合員に通知したその他の住所若しくはメールアドレス）に宛てて発送するものとし、かつそれをもって足りるものとする。本項に規定する郵便による通知又は請求は発送の日から[]営業日後に、電子メールによる通知又は請求は[発送の時 / 発送の日から[]営業日後]に、それぞれ到達したものとみなされる。
2. 本契約又は適用法令等による明確な制限のある場合を除き、組合員は、本契約に基づき交付する書面について、当該書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、組合員は、当該書面の交付をしたものとみなされる。
3. 本組合と組合員との間の本契約に基づく金銭の授受は、本契約添付別紙1記載の各組合員の銀行口座（又は各組合員が随時変更し、その旨を前項に規定する方法に従い無限責任組合員に通知したその他の銀行口座）を通じて振込送金の方法により行うものとし、かつ、それをもって足りるものとする。
4. 前項に規定する振込送金に係る振込手数料は[送金者 / 各組合員]の負担とする。

第50条 秘密保持

1. 有限責任組合員は、(i)本組合に関して本組合、他の組合員等又は投資先事業者等から受領した情報及び(ii)本契約に基づき又は有限責任組合員たる地位に基づき若しくは有限責任組合員に本契約において与えられたいずれかの権利の行使により取得した情報（財務諸表等及び四半期財務情報を含む。）を、第三者に対し開示又は漏洩してはならないものとし、また、かかる情報を本契約に規定する目的以外のために使用してはならないものとする。但し、かかる情報には、(i)受領時に既に公知であったもの、(ii)当初受領時に当該有限責任組合員が既に保有していたもの、(iii)当該有限責任組合員が受領した後に当該有限責任組合員の責に帰すべき事由によらず公知となったもの、(iv)当該有限責任組合員が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手したもの及び(v)無限責任組合員が開示することを承認したものは含まれないものとする。
2. 無限責任組合員は、(i)本組合に関して有限責任組合員（脱退した者も含む。以下本項において同じ。）から受領した情報及び(ii)本契約に基づき又は無限責任組合員たる地位に基づき若しくは無限責任組合員に本契約において与えられたいずれかの権利の行使により取得した有限責任組合員に関する情報を、第三者に対し開示又は漏洩してはならないものとし、また、かかる情報を本契約に規定する目的以外のために使用してはならないものとする。但し、かかる情報には、(i)受領時に既に公知であったもの、(ii)当初受領時に無限責任組合員が既に保有していたもの、(iii)無限責任組合員が受領した後に無限責任組合員の責に帰すべき事由によらず公知となったもの、(iv)無限責任組合員が、秘密保持義務を負わない第三者から正当に入手したもの及び(v)当該有限責任組合員が開示することに同意したものは含まれないものとする。
3. 前各項の規定にかかわらず、無限責任組合員及び有限責任組合員は、(i)適用法令等、行政機関、裁判所、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会により開示することが組合員、本組合若しくは投

資先事業者等に対して要請される場合、(ii)投資証券等の上場若しくは店頭登録のための引受証券会社による審査に服するために必要な場合又は(iii)弁護士、公認会計士、税理士若しくは前各項に規定する義務と同等の義務を負う鑑定人、アドバイザーその他の専門家若しくは第15条第1項から第3項までに規定する借入れ若しくは債務の保証若しくは担保権の設定に係る貸付人（そのエージェントを含む。以下本項において同じ。）に開示する場合（但し、当該貸付人が前各項に規定する義務と同等の義務を負う場合に限る。）、当該情報を開示することができる。

4. 組合員は、その役員、職員、従業員及び代理人をして、前各項に規定する義務を確実に遵守させるものとする。組合員の役員、職員、従業員又は代理人による前各項に規定する義務の違反は、当該組合員による当該義務の違反とみなす。
5. 組合員が故意又は過失により本条に違反して本組合に損失を与えた場合、当該組合員は当該損失を補填するものとする。

第51条 金融商品取引法等に係る確認事項

1. 各有限責任組合員は、その有限責任組合員たる地位に係る取得の申込みの勧誘が、金融商品取引法第2条第3項第3号に該当せず、金融商品取引法第23条の13第4項に定義される少人数向け勧誘に該当することにより、当該取得の申込みの勧誘に関し、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出が行われていないことについて、無限責任組合員より告知を受けたことを、本契約の締結をもって確認する。
2. 各有限責任組合員は、その有限責任組合員たる地位が、特定有価証券開示府令第1条第5号の2に規定される内国所有証券投資事業権利等に該当する特定有価証券であり、当該組合員たる地位が金融商品取引法第2条第2項第5号に規定される権利に該当することについて、無限責任組合員より告知を受けたことを、本契約の締結をもって確認する。
3. 各有限責任組合員は、本契約書が金融商品取引法第23条の13第5項に規定される書面に該当すること及び本契約書に署名又は記名捺印した上で有限責任組合員がその副本1通を保有する方法により、有限責任組合員がかかる書面の交付を受けたことを、本契約の締結をもって確認する。
4. 特定投資家に該当しない各有限責任組合員は、本契約の締結までに、無限責任組合員より、金融商品取引法第37条の3第1項各号並びに金融商品取引業等府令第82条各号、第83条第1項各号及び第87条第1項各号に規定される事項を記載した書面の交付を受けたことを、本契約の締結をもって確認する。
5. 各有限責任組合員は、本契約に基づく本組合に対する出資に伴い、その元本欠損が生じるおそれがあることその他金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含む。）第4条第1項に規定される重要事項について、説明を要しないこと又は無限責任組合員より十分な説明を受け、当該重要事項について記載された書面の交付を受けたことを、本契約の締結をもって確認する。
6. 各有限責任組合員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。その後の改正を含む。）第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。その後の改正を含む。）第7条第1項第1号及び第10条から第14条まで並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。その後の改正を含む。）第6条から第14条までに基づき、本契約の締結に際して取引時確認のために無限責任組合員に提示等する書類の記載内容及び申告した内容が組合員となった日において正確であることを、本契約の締結をもって確認する。
7. 各有限責任組合員は、本契約に基づき支払うことが要求される出資金その他の金員が、犯罪による収益

ではないこと並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。その後の改正を含む。）又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。その後の改正を含む。）の規制に抵触するものでないことを、本契約の締結をもって確認するとともに、本締結日以降もかかる規制に抵触するものでないようすることを約束し、かかる規制に抵触するものであることを知った場合には、無限責任組員に対し、直ちにそのこと及びその内容を報告するものとし、また、可能な限り速やかにかかる規制への抵触に係る事実関係の把握及び確認並びに報告をするものとする。

第52条 適格機関投資家等特例業務に関する特則

1. 各有限責任組員は、無限責任組員に対し、組員となった日において自己が不適格投資家のいずれにも該当していないことを表明し、保証する。
2. 各有限責任組員は、組員たる地位にある間、不適格投資家のいずれにも該当することになってはならないものとし、前項の表明及び保証が真実若しくは正確でないことが判明した場合又は不適格投資家のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを無限責任組員に通知するものとする。
3. 適格機関投資家として本組合に加入する有限責任組員は、無限責任組員に対し、組員となった日において、自己が適格機関投資家であることを表明し、保証する。
4. 前項の有限責任組員は、組員たる地位にある間、法令の変更に基づく場合及び無限責任組員の事前の書面による承諾がある場合を除き、適格機関投資家であり続けるものとし、前項の表明及び保証が真実若しくは正確でないことが判明した場合又は適格機関投資家でなくなった場合は、直ちにそのことを無限責任組員に通知するものとする。
5. 適格機関投資家以外の者として本組合に加入する有限責任組員は、無限責任組員に対し、組員となった日において、自己が特例業務対象投資家であることを表明し、保証する。
6. 無限責任組員は、有限責任組員に対し、本契約の締結時において自己が金融商品取引法第63条第7項第1号イからホまでのいずれにも該当していないことを表明し、保証する。
7. 無限責任組員は、無限責任組員たる地位にある間、金融商品取引法第63条第7項第1号イからホまでのいずれにも該当することになってはならないものとする。

第53条 反社会的勢力等の排除

1. 組員は、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと及び次の各号に規定することのいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ、将来にわたってもこれらに該当しないことを誓約する。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関

係を有すること

- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 組合員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に規定する行為を行わないことを誓約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて本組合の信用を毀損し、又は本組合の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に規定する行為に準ずる行為
- 3. 組合員は、組合員たる地位にある間、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力若しくは本条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号に規定する行為のいずれかに該当する行為をし、又は同項の規定に基づく表明及び保証又は誓約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、無限責任組合員（無限責任組合員がこれらを行った場合は有限責任組合員全員）に対し、直ちにその旨及びその内容を通知し、可能な限り速やかに事実関係を把握及び確認し、無限責任組合員（無限責任組合員がこれらを行った場合は各有限責任組合員）に対し、当該事実関係を通知するものとする。
- 4. 無限責任組合員は、投資先事業者等との間で投資契約を締結する場合、投資先事業者に、本条第1項及び本条第2項により組合員が行うものと同様の表明、保証及び誓約を行わせるものとする。

第54条 表明保証等の違反による補償

組合員は、自らの第31条第4項及び第7項、第52条第1項、第3項、第5項若しくは第6項又は前条第1項における表明及び保証が真実ではなく又は正確でないことその他第31条第3項から第7項まで、第51条第6項及び第7項、第52条又は前条の規定に違反したことにより、本組合又は被補償者が費用を負担し、又は損害若しくは損失等を被った場合（自らの固有財産をもって組合債務を弁済した場合を含む。）、本組合又は被補償者に対し、かかる費用、損害又は損失等を補償するものとする。

第55条 本契約の変更

- 1. 本契約は、無限責任組合員が、その裁量により、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得て適宜変更することができる。但し、組合員の出資約束金額の変更は、当該組合員の同意がなければ行うことができないものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、有限責任組合員の有限責任性に影響を与え得る本契約の変更は、組合員全員の合意がなければ行うことができないものとする。
- 3. 前二項の規定にかかわらず、無限責任組合員は、有限責任組合員の同意なくして、(i)自らの義務を加重し、又は自らの権利を縮減するための変更（出資約束金額の増額を含むが、これに限らない。）及び

(ii)本契約の条項の明白な過誤の訂正をすることができる。

4. 無限責任組合員は、本条第1項又は第3項に規定する本契約の変更があった場合、速やかに変更後の本契約書の写しを各有限責任組合員に送付するものとする。

第56条 本契約の有効性及び個別性

1. 本契約のいずれかの規定が無効であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効であるものとする。
2. 本契約がいずれかの組合員との関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本契約は他の組合員との関係では完全に有効であるものとする。

第57条 言語、準拠法及び合意管轄

1. 本契約書は、日本語で作成される。本契約書の外国語訳が作成される場合であっても、当該外国語訳と原本との間で意味又は意図に矛盾又は相違がある場合は、原本が優先する。
2. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。
3. 本契約に基づき又は本契約に関して生じる全ての紛争は、東京地方裁判所をその第一審における専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として、[]年[]月[]日付で本契約書の原本1通を作成し、各組合員がこれに署名又は記名捺印した上、無限責任組合員はこれを、有限責任組合員の各自はその副本を、それぞれ保有する。

無限責任組合員

[住所]

[商号]

[役職名・氏名]

有限責任組合員

[住所]

[商号]

[代表者]

有限責任組合員

[住所]

[商号]

[代表者]

有限責任組合員

[住所]

[商号]

[代表者]

別紙1

組合員名簿

氏名又は名称	無限責任組合員と有限責任組合員との別 (特別有限責任組合員)	①住所 ②電話番号 ③メールアドレス ④銀行口座 ⑤出資口数
[]	[無限責任組合員 / 有限責任組合員] [(特別有限責任組合員)]	①[] ②[] ③[] ④[] ⑤[]口
[]	[無限責任組合員 / 有限責任組合員] [(特別有限責任組合員)]	①[] ②[] ③[] ④[] ⑤[]口
[]	[無限責任組合員 / 有限責任組合員] [(特別有限責任組合員)]	①[] ②[] ③[] ④[] ⑤[]口
[]	[無限責任組合員 / 有限責任組合員] [(特別有限責任組合員)]	①[] ②[] ③[] ④[] ⑤[]口

投資ガイドライン例

1. 基本戦略
2. 投資先事業者等発掘プロセス
3. 投資先事業者等選定基準
 - (1) 地域
 - (2) 業種
 - (3) 規模・成長ステージ
4. 投資の種類及び手段
 - (1) 取得する投資証券等の種類
 - (2) 出資比率
 - (3) 追加投資
5. 投資の規模、回数及び時期
6. 投資制限
7. 再投資及びブリッジ・ファイナンス
8. 無限責任組合員又は他のファンドとの共同投資
9. 投資プロセス
10. 投資策事業者育成方針
11. Exit 方針

以上